占冠村地域防災計画

資料編

令和２年３月

占冠村防災会議

〔目　　次〕

資　料　編

〔 防　　災　　組　　織 〕 1

○ 資料１　関係機関等の連絡先 1
○ 資料２　災害対策本部掲示板・腕章 4
○ 資料３　標　章 4

〔 消　　防 〕 5

○ 資料４　消防組織 5

〔 災害履歴・震度階級等 〕 6

○ 資料５　過去の災害の記録 6
○ 資料６　除雪作業基準 8
○ 資料７　気象庁震度階級関連解説表 9
○ 資料８　警報・注意報発表基準一覧表 13

〔 災害危険区域 〕 14

○ 資料９　重要水防箇所・水防区域・浸水想定図 14
○ 資料 10　村内の河川 17
○ 資料 11　地すべり・がけ崩れ等危険区域 19
○ 資料 12　土石流危険渓流 21
○ 資料 13　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 22
○ 資料 14　山地災害危険地区 23
○ 資料 15　危険物所在一覧 29

〔 避　　難　　所 〕 30

○ 資料 16　避難所 30

〔 通信・輸送 〕 31

○ 資料 17　緊急通行車両確認証明書 31
○ 資料 18　緊急通行車両標章 31
○ 資料 19　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱 32
○ 資料 20　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 36
○ 資料 21　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 39
○ 資料 22　北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応 41

〔 応　急　・　復　旧 〕 42

○ 資料 23　被害状況判定基準 42
○ 資料 24　応急金融の要綱 46
○ 資料 25　被災者生活再建支援法に基づく支援 58

〔 条例・協定等 〕 60

○ 資料 26　占冠村防災会議条例 60
○ 資料 27　占冠村災害対策本部条例 62
○ 資料 28　北海道消防防災ヘリコプター応援協定 63
○ 資料 29　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 65
○ 資料 30　北海道広域消防相互応援協定 68
○ 資料 31　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ 71

○ 資料 32　災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定 73

〔 様　　式 〕 75

○ 別記第１号様式　災害情報報告 75
○ 別記第２号様式　職員参集状況報告書 76
○ 別記第３号様式　職員参集状況集計表 77
○ 別記第４号様式　職員参集状況受付簿 78
○ 別記第５号様式　職員等安否確認調査票 79
○ 別記第６号様式　気象通報受理簿（兼送信票） 80
○ 別記第７号様式　水防活動実施報告 81
○ 別記第８号様式　災害情報 82
○ 別記第９号様式　被害状況報告(速報・中間・最終） 84
○ 別記第 10 号様式　災害情報速報 86
○ 別記第 11 号様式　公用令書等（別表　第１号様式～第６号様式） 87
○ 別記第 12 号様式　避難者世帯名簿 90
○ 別記第 13 号様式　避難所収容台帳 91
○ 別記第 14 号様式　避難所設置及び収容状況 91
○ 別記第 15 号様式　救助種目別物資受払簿 92
○ 別記第 16 号様式　被災者救出状況記録簿 93
○ 別記第 17 号様式　輸送記録簿 94
○ 別記第 18 号様式　炊き出し給与状況 95
○ 別記第 19 号様式　飲料水の供給簿 96
○ 別記第 20 号様式　世帯構成員別被害状況 97
○ 別記第 21 号様式　物資購入（配分）計画表 97
○ 別記第 22 号様式　物資の給与状況 98
○ 別記第 23 号様式　物資給与及び受領簿 99
○ 別記第 24 号様式　救護班活動状況 100
○ 別記第 25 号様式　医療実施状況 101
○ 別記第 26 号様式　助産台帳 102
○ 別記第 27 号様式　学用品の給与状況 103
○ 別記第 28 号様式　応急仮設住宅台帳 104
○ 別記第 29 号様式　住宅応急修理記録簿 105
○ 別記第 30 号様式　遺体の捜索状況記録簿 106
○ 別記第 31 号様式　死体処理台帳 107
○ 別記第 32 号様式　埋葬台帳 108
○ 別記第 33 号様式　障害物除去の状況 109
○ 別記第 34 号様式　賃金作業員雇用台帳 110
○ 別記第 35 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票 111
○ 別記第 36 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書 112
○ 別記第 37 号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票 113
○ 別記第 38 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼について 114
○ 別記第 39 号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について 115

〔 そ　の　他 〕 116

○ 参考資料　自主防災組織の活動 116

〔 防　災　組　織 〕

○ 資料１　関係機関等の連絡先

１　役場・消防署・公共施設等

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
占冠村役場	占冠村字中央	0167-56-2121
占冠村役場　トマム支所	占冠村字上トマム	0167-57-2160
占冠村総合センター	占冠村字字中央	0167-56-2121
富良野広域連合消防本部	上富良野町大町 2 丁目 2 番 46 号	0167-45-1119
富良野広域連合消防本部富良野消防署	富良野市栄町 18 番 20 号	0167-23-5119
〃　　占冠支署	占冠村字中央	0167-56-2119
村立占冠診療所	占冠村字中央	0167-56-2369
村立トマム診療所	占冠村字上トマム	0167-57-2024
ふらの農業協同組合占冠出張所	占冠村字中央	0167-56-2211
占冠村商工会	占冠村字中央	0167-56-2473
富良野地区森林組合	富良野市弥生町 2 番 42 号	0167-22-2369
占冠村社会福祉協議会	占冠村字中央	0167-56-2700
富良野地区環境衛生組合	富良野市上五区	0167-22-4376
占冠村社会福祉センター「ノンノ」	占冠村字中央	0167-56-2700
占冠村小規模多機能型居宅介護施設「とまーる」	占冠村字中央	0167-56-2255

２　保育所

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
占冠保育所	占冠村字中央	0167-56-2101
トマム保育所	占冠村字上トマム	0167-57-3281

３　小中学校

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
占冠村立占冠中央小学校	占冠村字中央	0167-56-2824
占冠村立占冠中学校	占冠村字中央	0167-56-2821
占冠村立トマム学校	占冠村字上トマム	0167-57-2237

４　北海道

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
北海道総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5007
上川総合振興局（代表）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5900

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
上川総合振興局 地域政策課（防災）	旭川市永山６条19丁目１番１号 上川合同庁舎内	0166-46-5918
上川総合振興局 旭川建設管理部 道路課 治水課	旭川市永山６条19丁目１番１号 上川合同庁舎内	0166-46-5154 0166-46-5156
上川総合振興局 旭川建設管理部 富良野出張所	富良野市緑町８丁目１番	0167-23-2168
上川総合振興局 保健環境部保健福祉室 （上川保健所）社会福祉課	旭川市永山６条19丁目１番１号 上川合同庁舎内	0166-46-5140
上川総合振興局 南部森林室	旭川市永山６条19丁目１番１号 上川合同庁舎内	0166-46-5998
教育庁上川教育局	旭川市永山６条19丁目１番１号 上川合同庁舎内	0166-46-4942
上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖４線15号	0166-57-2232
富良野地区農業改良普及センター	富良野市新富町３番１号	0167-23-2175

５　警察署

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
旭川方面富良野警察署	富良野市若葉町11番１号	0167-22-0110
〃　　占冠警察官駐在所	占冠村字中央	0167-56-2110

６　自衛隊

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
陸上自衛隊第２師団	旭川市春光町国有無番地	(0166) 51-6111 (内線2234、2238)
陸上自衛隊上富良野駐屯地	上富良野町南町４丁目	(0167) 45-3101 (内線230、231)

７　指定地方行政機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
総務省消防庁防災課応急対策室	東京都千代田区霞が関２丁目1-2	03-5253-7527
北海道開発局 旭川開発建設部	旭川市宮前通東4155番31旭川合同庁舎内	0166-32-1111
北海道開発局 旭川開発建設部 富良野道路事務所	富良野市西扇山１番地	0167-23-3171
北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所	苫小牧市末広町３丁目８番16号	0144-37-3730
北海道農政事務所　旭川地域拠点	旭川市宮前通東4155番31旭川合同庁舎内	0166-76-1277
旭川地方気象台	旭川市宮前通東4155番31旭川合同庁舎内	0166-32-7102
上川南部森林管理署	南富良野町字幾寅	0167-52-2772

8　指定公共機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
東日本電信電話株式会社北海道支店 委託機関 株式会社NTT東日本-北海道北支店	旭川市10条通り10丁目	0166-20-5410
北海道電力株式会社日高ネットワークセンター	日高町宮下町1丁目850-3	01457-6-2214
北海道電力株式会社日高水力センター	日高町字日高184-2	01457-6-2076
占冠郵便局	占冠村字中央	0167-56-2001
JR北海道占冠駅	占冠村字中央	0167-56-2111
日本通運(株)富良野支店	富良野市花園町3丁目	0167-23-2151

9　指定地方公共機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
一般社団法人富良野医師会	富良野市本町7番10号 （富良野商工会議所会館3階）	0167-22-2767
一般社団法人旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1番52号	0166-22-2361
一般財団法人北海道薬剤師会	札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12	011-811-0184

10　近隣市町村（上川総合振興局管内市町村）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
旭川市	旭川市6条通9丁目46番地	0166-26-1111
名寄市	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111
富良野市	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2300
士別市	士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121
鷹栖町	鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2111
東神楽町	東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111
当麻町	当麻町3条東2丁目11－1	0166-84-2111
比布町	比布町北町1丁目2番1号	0166-85-2111
愛別町	愛別町字本町179番地	01658-6-5111
上川町	上川町南町180番地	01658-2-1211
東川町	東川町東町1丁目16番1号	0166-82-2111
美瑛町	美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111
上富良野町	上富良野町大町2丁目2番11号	0167-45-6400
中富良野町	中富良野町本町9番1号	0167-44-2121
南富良野町	南富良野町字幾寅867番地	0167-52-2112
和寒町	和寒町字西町120番地	0165-32-2421
剣淵町	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
下川町	下川町幸町63番地	01658-4-2511
美深町	美深町字西町18番地	01656-2-1611
音威子府村	音威子府村字音威子府444番地1	01655-5-3311
中川町	中川町字中川337番地	01658-7-2811
幌加内町	幌加内町字幌加内4699番地	0165-35-2121

○ 資料２　災害対策本部掲示板・腕章

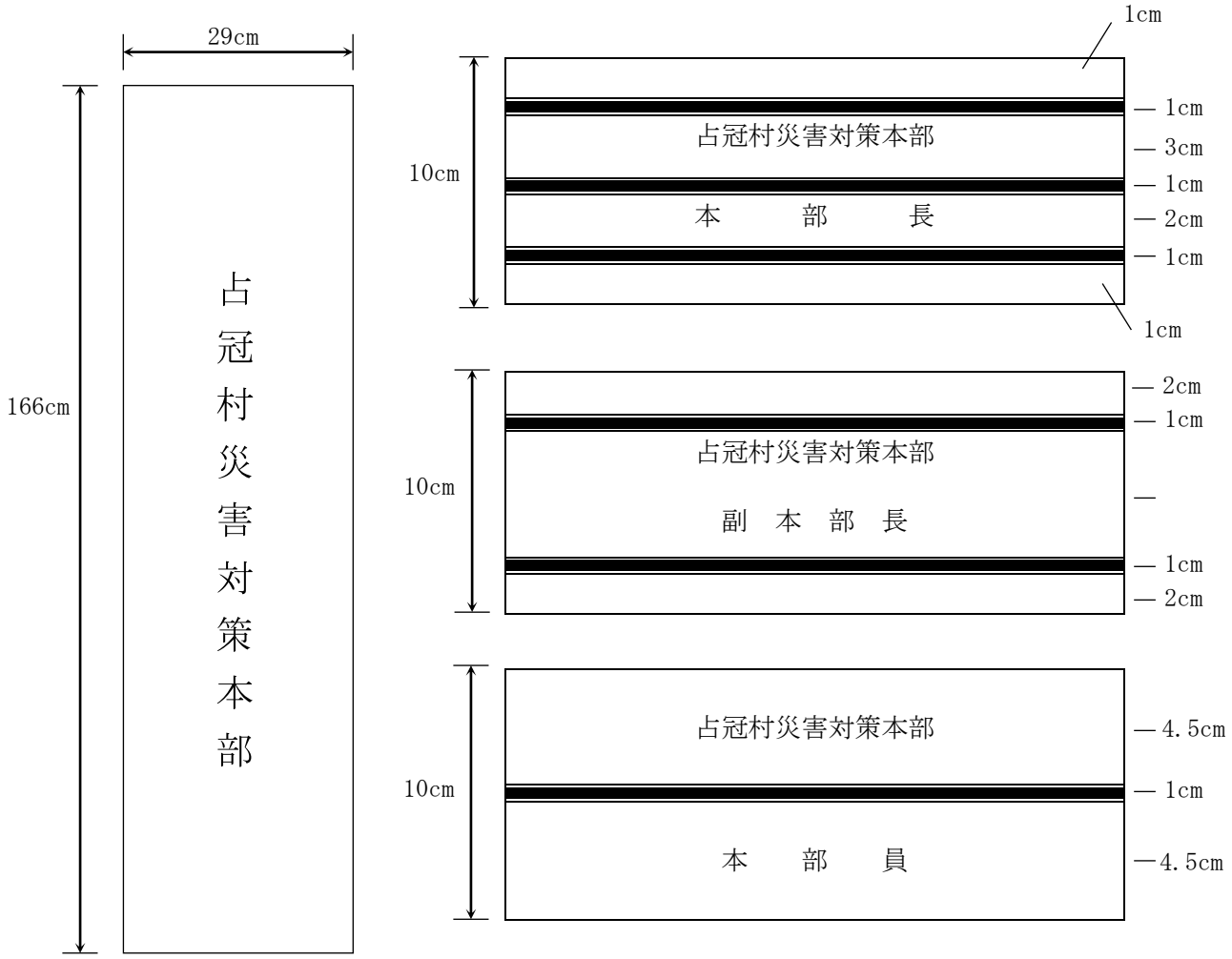

○ 資料３　標　章

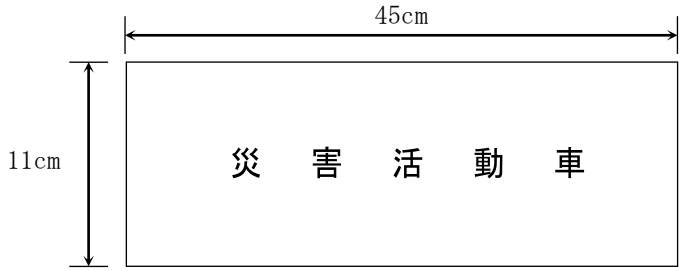

〔 消　　防 〕

○ 資料４　消防組織

１　組織体制

（令和２年３月現在）

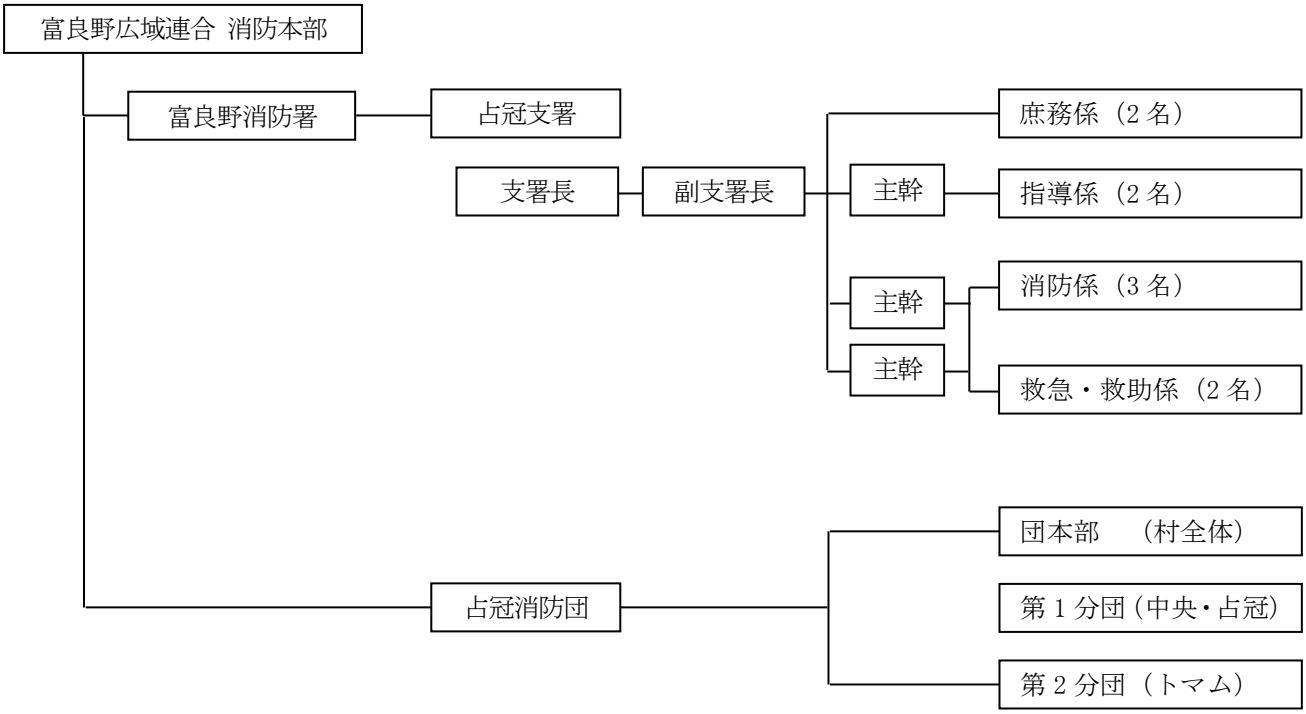

２　現有機材及び水利施設

（令和２年３月現在）

※ 消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	2 台
	消防ポンプ自動車	1 台
	小型動力ポンプ付水槽車	1 台
	広報車	1 台
	小型動力ポンプ付き積載車	2 台
	救急自動車	2 台
※ 水利施設	消 火 栓（公設）単口	36 基
	消 火 栓（公設）双口	6 基
	防火水槽（公設）40t 以上	17 箇所
	防火水槽（公設）40t 未満	2 箇所

〔 災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料５　過去の災害の記録

発生年月	種　別	被　　害　　状　　況
昭和 2年　4月	山火事	ニニウ地区パンケニニウ川、出口左岸付近に発生。国有林一帯
3年　8月	山火事	鵡川上流大曲付近に発生。国有林一帯
5年　5月	山火事	シム川下流左岸に発生。国有林一帯
5年　5月 27日	山火事	クテクンナイに発生。国有林一帯
5年　6月　1日	山火事	日高峠一帯の山林に発生。3 日間燃え続け、日高町・占冠村両住民が消火活動についた。
10年　8月 29日	暴風雨	村全域
23年　5月 16日	山火事	ホロカトマム川上流（通称丸山）に発生。国有林一帯
29年　9月 26日	台風	村全域
30年　7月　4日	台風	村全域
31年　10月 17日	台風	村全域
33年　9月 27日	台風	村全域
36年　7月 26日	台風	村全域、24 日夜半から降り始めた雨が次第に強まり、26 日夜明けには、更に雨量が増し、降雨量 186 ㎜に達した。堤防決壊
37年　4月　4日	融雪洪水	局地的融雪洪水。村全域
37年　8月　3日	集中豪雨	村全域。9 号･10 号台風による集中豪雨が 3 日午後から降り続き、降雨量 290㎜ に達した。水害対策本部設置。死者 1 名、行方不明 2 名、負傷者 1 名、被害額 1,254,000 千円
39年　4月 29日	融雪洪水	局地的融雪洪水。村全域
40年　9月 10日	台風	村全域
57年　7月 10日	山火事	国有林 135 林班右側上方。損害面積 103a、被害額 444,000 千円
平成 4年　8月　9日	台風	台風 10 号による大雨によって床下浸水 6 棟、土木・農業・下水道等に甚大な被害発生、道道占冠穂別線通行止め、被害総額 166,358 千円。災害対策本部設置
5年　1月 15日	地震	釧路沖地震により一部損壊家屋 4 棟、トマムへき地保育所、トマム小中学校等に被害発生、16 世帯で停電、上トマム全域が断水、被害総額 75,800 千円
13年　9月　9日	台風	台風 15 号と秋雨前線の影響による大雨は、降り始めからの総雨量が 278㎜ に達した。173 世帯 427 人が避難。林道・村道の数か所で盛土決壊や法面崩壊、国道 237 号、道道夕張新得線、占冠穂別線通行止め、被害総額 35,225 千円。災害対策本部設置
15年　8月　8日	台風	台風 10 号による大雨によって 10 日午前 3 時には 270㎜ に達し、82 人の住民が占冠小学校に自主避難。林業・土木・農業等に甚大な被害発生、道道占冠穂別線、国道 237 号通行止め、被害総額 238,402 千円

発生年月	種　別	被　　害　　状　　況
平成15年　9月 26日	地震	十勝沖地震が発生し、村内では最大で震度 4 を観測。トマム診療所、トマムへき地保育所、公営住宅等で外壁亀裂等の被害発生、被害総額 1,210 千円
16年　9月　8日	台風	台風 18 号による暴風雨によって民有林の倒木、占冠小学校屋根の崩壊等の被害発生、停電は 12 時間以上に及ぶ。被害総額 17,525 千円
17年　9月　8日	台風	台風 14 号による暴風雨によって河川、道路、排水路、治山施設への被害発生。被害総額 3,065 千円
18年　8月 18日	大雨	台風第 15 号と前線に伴う大雨により、床下浸水 4 棟、農地の流失・埋没のほか、河川、道路、橋梁、上下水道、民有林への被害が発生した。被害総額 46,688 千円
24年　9月 12日	大雨	11 日夜から 12 日にかけて、停滞する前線や気圧の谷の影響により、道内は断続的に激しい雨が降り、村内では降り始めからの雨量が 210㎜ に達する。道路、鉄道での通行止めのほか、河川、道路、民有林への被害が発生した。被害総額 19,271 千円
25年　10月 16日	大雪	台風 26 号から変わった温帯低気圧の通過に伴い、16 日、強い風とともに降雪により倒木で道路、鉄道での通行止めによる交通障害のほか、ビニールハウスの倒壊等の農業施設被害、停電による被害が発生した。被害総額 10,090 千円
27年　3月 10日	大雪	10 日に発達した低気圧の影響より、村内各地で大雪に見舞われ、湿った雪の重みで村内全域が停電となった。トマム地区では積雪が 2mを超え、高速道路の通行止めによる大型車両の滞留、渋滞など、交通障害も発生。災害対策本部設置。
28年　8月 22日	台風	台風 9 号の影響により、村内全域で大雨に見舞われ、村道、農地、民有林等に被害が出たほか、住宅においても床下浸水 2 戸、地下室浸水 1 戸の被害が発生。被害総額 25,495 千円
28年　8月 31日	台風	台風 10 号の影響により、南富良野町で観測史上最大の降雨となり、町の中心部が浸水する等の甚大な被害が発生した。本村においても村内全域で大雨に見舞われ、村道、農地、民有林等に被害が出た。特にトマム地区では上トマム浄水場が取水停止となり、自衛隊に災害派遣要請を行い、給水車による給水が行われたほか、村道、住宅においても床下浸水 5 戸等甚大な被害が発生。被害総額 253,250 千円。災害対策本部設置。
30年　3月　1日	暴風雪	猛烈に発達した低気圧の影響により、1 日朝から暴風雪に見舞われ高速道路、道道、国道のすべてが数日間通行止めとなり 200 代余りの大型車両が村内に立ち往生した。交通の要所となる本村の地理的条件から、大雪災害（特に交通障害）への対応が求められる災害となった。
30年　3月　9日	融雪洪水	前線を伴った低気圧の影響により南からの温かい湿った空気が流入、8 日から 10 日の総雨量が 110.5 ミリとなったことに加え、5 月上旬並みの気温となり融雪が一気に進んだことにより村内の河川の水位が上昇。路面状態も悪化し、高速道路、国道、道道が通行止めとなり、村内に車両が滞留。住宅 1 戸、道の駅、ジビエ工房で床上浸水の被害が発生した。災害対策本部設置。
30年　9月　6日	地震	6 日午前 3 時 08 分、胆振地方を震源とした「平成 30 年北海道胆振東部地震」が発生。この地震により、北海道全域が「ブラックアウト」と呼ばれる長時間の停電を余儀なくされた。本村は幸いウサップ水力発電所からの給電により全道で最も早い復旧となった。鵡川町、安平町、札幌市内等では甚大な被害が発生したが、本村では大きな被害は発生しなかった（占冠村震度 4）。

○ 資料６　除雪作業基準

１　国道（北海道開発局）

種　類	除　　雪　　目　　標
第１種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第２種	２車線確保を原則として、夜間除雪は、通常行わない。
第３種	１車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は、行わない。

２　道道（上川総合振興局）

種　類	標準交通量	除　　雪　　目　　標
第１種	1,000 台/日以上	(1)　２車線以上の幅員確保を目標とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。 (2)　異常降雪時において、降雪後約５日以内に２車線確保を図る。
第２種	500～1,000 台/日	(1)　２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、１車線幅員で待避所を設ける。 (2)　異常降雪時には、約 10 日以内に２車線又は１車線の確保を図る。
第３種	500 台/日以下	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

３　村道

区　分	規　　格	除　　雪　　目　　標
第１種	主要幹線、準幹線、バス路線等重要路線	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する（原則として直営除雪とし、区域及び道路幅員により一部委託除雪とする。）。
第２種	準幹線、細街路等一般生活道路路線	２車線確保を原則とするが、状況によっては、１車線幅員とし、午前７時までに除雪完了を目標とする（原則として委託除雪とする。）。
第３種	その他の路線	(1)　路線区間を限り冬期間閉鎖する。 (2)　３月下旬開通を目標とする。

○ 資料７　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月 気象庁）

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　　語	意　　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）　木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

○ 資料８　警報・注意報発表基準一覧表

令和元年 5 月 29 日現在
発表官署　旭川地方気象台

占冠村	府県予報区	上川・留萌地方	
	一次細分区域	上川地方	
	市町村等をまとめた地域	上川南部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	14
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	169
	洪水	流域雨量指数基準	鵡川流域＝33.5、双珠別川流域＝22.8
		複合基準※1	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	暴風	平均風速	16m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	106
	洪水	流域雨量指数基準	鵡川流域＝26.8、双珠別川流域＝18.2
		複合基準※1	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度 30%　実効湿度 60%	
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
	低温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月：（平均気温）平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月：（最低気温）平年より 12℃以上低い	
	霜	最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	90mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

〔 災害危険区域 〕

○ 資料９　重要水防箇所・水防区域

１　重要水防箇所

（令和２年３月現在）

水系名	河川名	右・左岸	地区名	起点位置		終点位置		重要水防区域延長	重要度	築堤	備考
				位置名称	距離（km）	位置名称	距離（km）				
鵡川	鵡川	左岸	中央	（村）青厳大橋	14.50	（国）千歳橋から0.25km上流	15.80	1.30	B	有	樋門
鵡川	鵡川	左岸	上トマム	（道）18線橋	46.10	（道）上トマム橋から0.80km上流	48.00	1.90	B	有	樋門
鵡川	双珠別川	右岸	中央	鵡川との合流点	0.00	（村）東５線から1.10km下流	1.80	1.80	A	有	樋門
鵡川	パンケシュル川	右岸	占冠	（道）更生橋	0.20	（道）更生橋から0.04km上流	0.60	0.40	B	有	樋門

注）重要度　A：水防上最も重要な区間　　B：水防上重要な区間

２　水防区域

（令和２年３月現在）

水防区域										
番号	危険区域						予想される被害			
	地区名	水系名	河川名	流心距離（Km）	危険区域延長（m）	災害の要因	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他
1	中トマム	鵡川	一級鵡川	河口から116.4～117.6	左岸1,150	溢水	3		道道夕張新得線	畑 33

3　浸水想定図

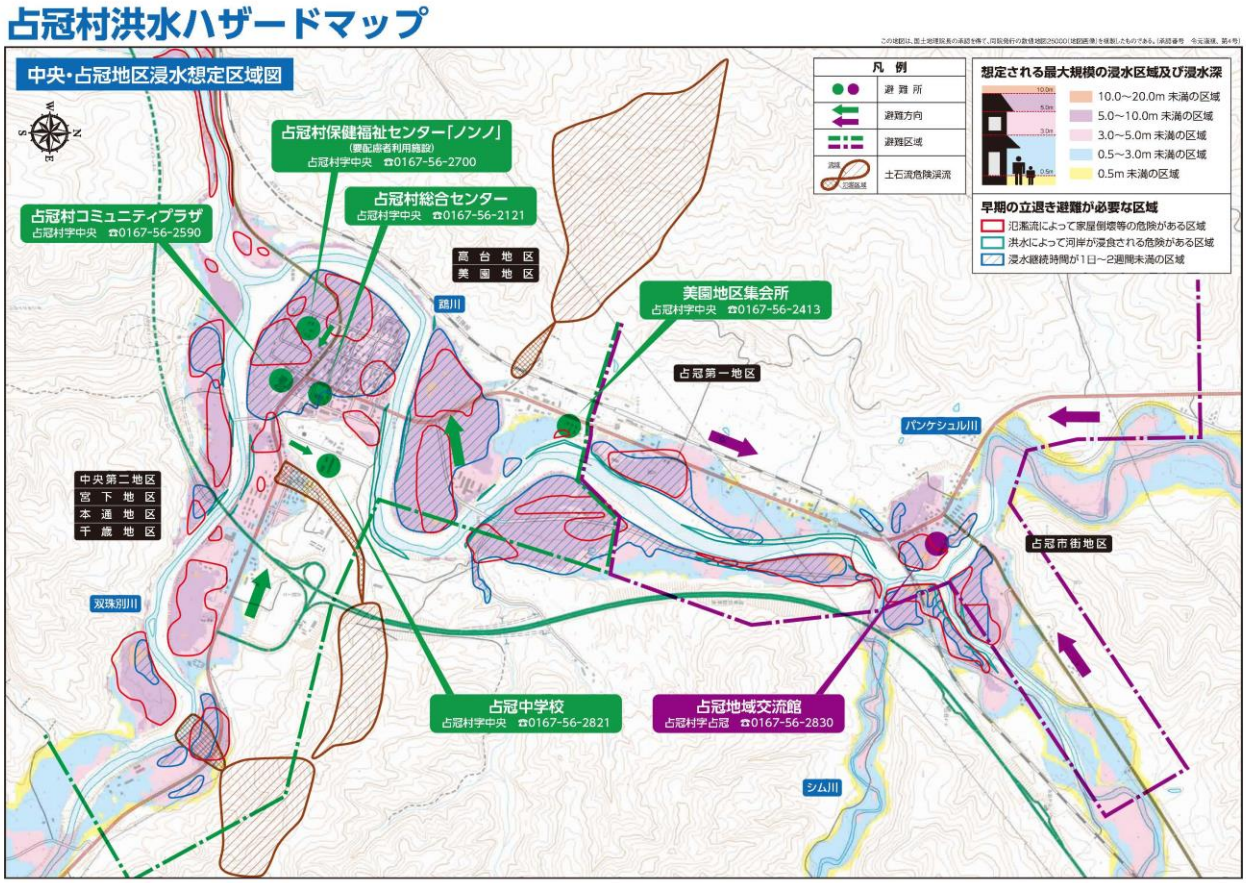
占冠村洪水ハザードマップ
中央・占冠地区浸水想定区域図
凡　例
避 難 所
避難方向
避難区域
土石流危険渓流
想定される最大規模の浸水区域及び浸水深
10.0～20.0m 未満の区域
5.0～10.0m 未満の区域
3.0～5.0m 未満の区域
0.5～3.0m 未満の区域
0.5m 未満の区域
早期の立退き避難が必要な区域
氾濫流によって家屋倒壊等の危険がある区域
洪水によって河岸が浸食される危険がある区域
浸水継続時間が1日～2週間未満の区域
占冠村保健福祉センター「ノンノ」
(要配慮者利用施設)
占冠村字中央　☎0167-56-2700
占冠村総合センター
占冠村字中央　☎0167-56-2121
占冠村コミュニティプラザ
占冠村字中央　☎0167-56-2590
高 台 地 区
美 園 地 区
美園地区集会所
占冠村字中央　☎0167-56-2413
鵡川
占冠第一地区
パンケシュル川
中央第二地区
宮 下 地 区
本 通 地 区
千 歳 地 区
占冠市街地区
双珠別川
占冠中学校
占冠村字中央　☎0167-56-2821
占冠地域交流館
占冠村字占冠　☎0167-56-2830
シム川

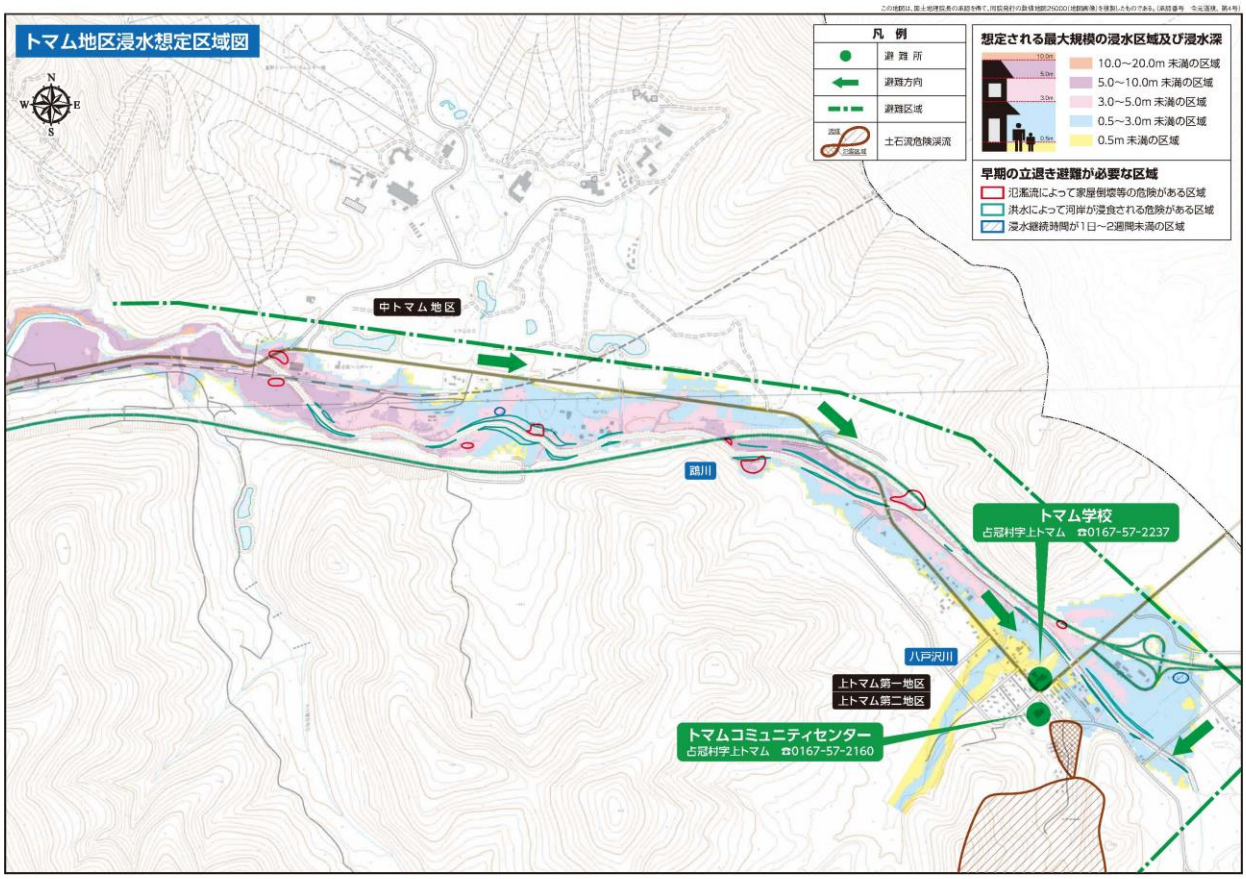
トマム地区浸水想定区域図
凡　例
避 難 所
避難方向
避難区域
土石流危険渓流
想定される最大規模の浸水区域及び浸水深
10.0～20.0m 未満の区域
5.0～10.0m 未満の区域
3.0～5.0m 未満の区域
0.5～3.0m 未満の区域
0.5m 未満の区域
早期の立退き避難が必要な区域
氾濫流によって家屋倒壊等の危険がある区域
洪水によって河岸が浸食される危険がある区域
浸水継続時間が1日～2週間未満の区域
中トマム地区
鵡川
トマム学校
占冠村字上トマム　☎0167-57-2237
八戸沢川
上トマム第一地区
上トマム第二地区
トマムコミュニティセンター
占冠村字上トマム　☎0167-57-2160

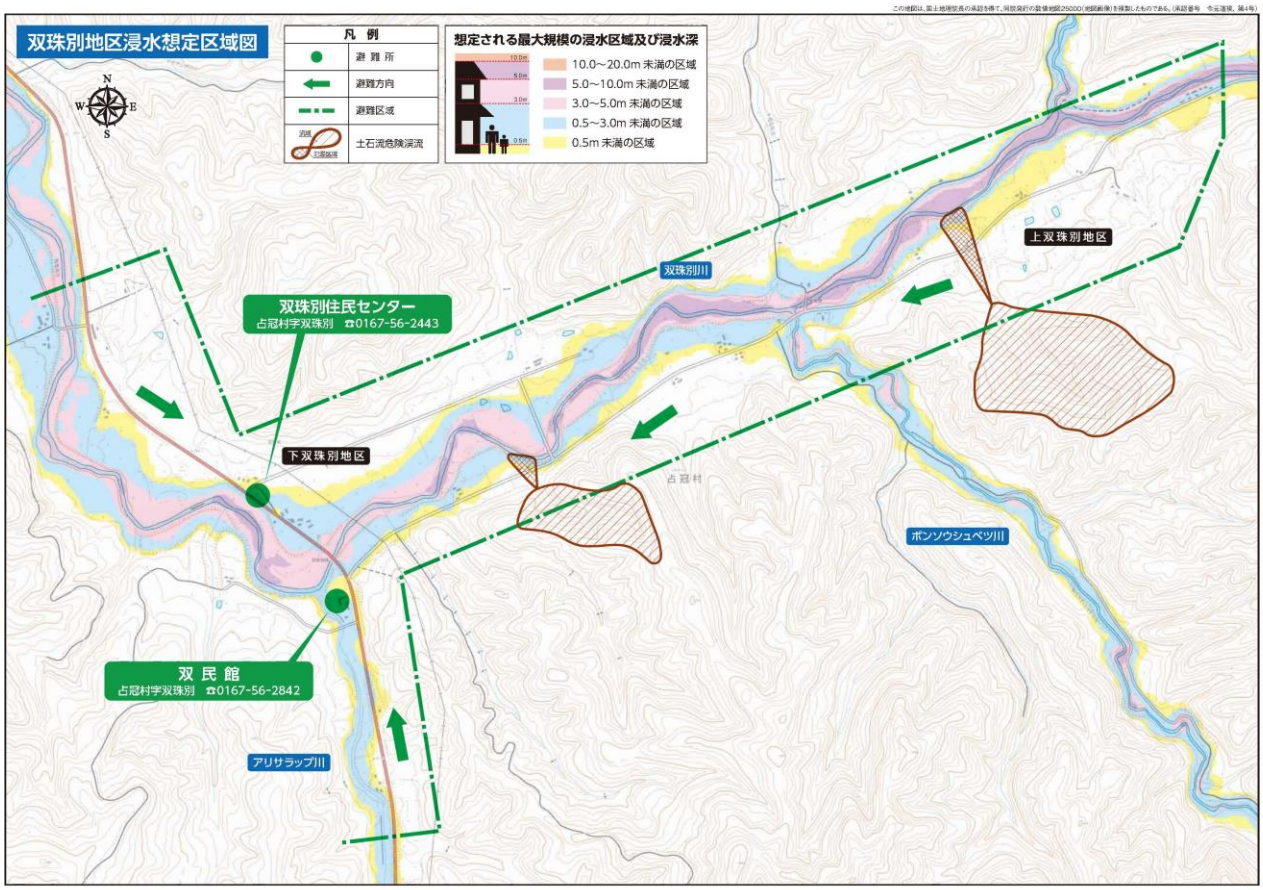
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　令元運複、第4号）
双珠別地区浸水想定区域図
凡　例
避 難 所
避難方向
避難区域
土石流危険渓流
想定される最大規模の浸水区域及び浸水深
10.0～20.0m 未満の区域
5.0～10.0m 未満の区域
3.0～5.0m 未満の区域
0.5～3.0m 未満の区域
0.5m 未満の区域
上双珠別地区
双珠別川
双珠別住民センター
占冠村字双珠別　☎0167-56-2443
下双珠別地区
ポンソウシュベツ川
双 民 館
占冠村字双珠別　☎0167-56-2842
アリサラップ川

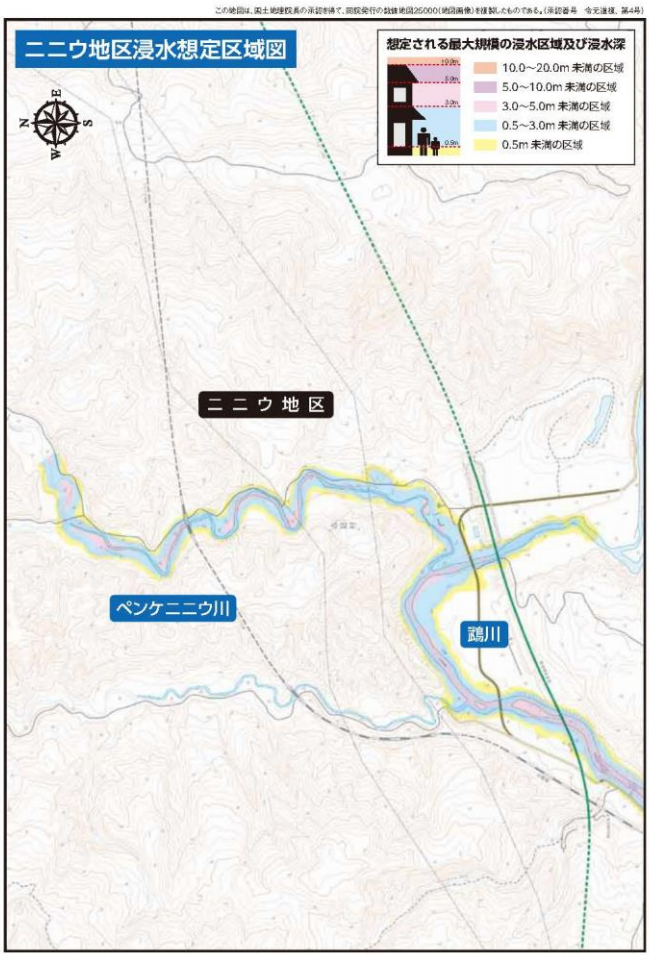
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　令元運複、第4号）
ニニウ地区浸水想定区域図
想定される最大規模の浸水区域及び浸水深
10.0～20.0m 未満の区域
5.0～10.0m 未満の区域
3.0～5.0m 未満の区域
0.5～3.0m 未満の区域
0.5m 未満の区域
ニ ニ ウ 地 区
ペンケニニウ川
鵡川

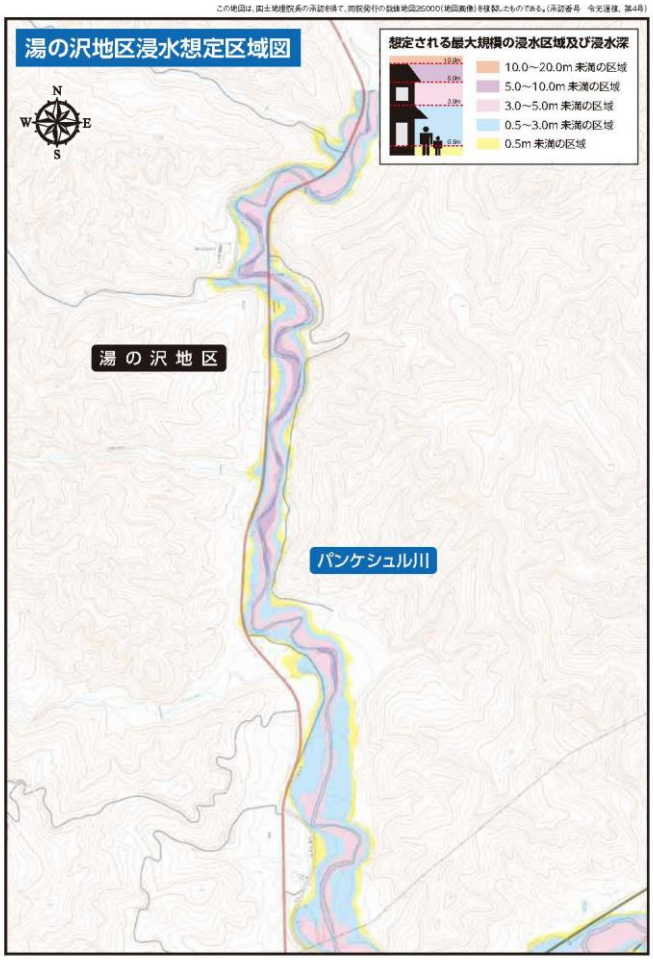
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　令元運複、第4号）
湯の沢地区浸水想定区域図
想定される最大規模の浸水区域及び浸水深
10.0～20.0m 未満の区域
5.0～10.0m 未満の区域
3.0～5.0m 未満の区域
0.5～3.0m 未満の区域
0.5m 未満の区域
湯 の 沢 地 区
パンケシュル川

○ 資料 10　村内の河川

1　占冠村 1 級河川

（令和 2 年 3 月現在）

河川番号	河川名	流路延長（km）	河川番号	河川名	流路延長（km）
10	鵡川	124.9	1210	五の沢川	1.1
930	ペンケニニウ川	3.6	1360	シム川	3.0
1030	双珠別川	32.0	1380	パンケシュル川	9.3
1060	アリサラップ川	4.2	1560	ポロカトマム川	4.0
1090	ポンソウシュベツ川	5.0	1640	八戸沢川	2.2

2　占冠村普通河川

（令和 2 年 3 月現在）

河川番号	河川名	流路延長（km）	河川番号	河川名	流路延長（km）
850	小沢川	2.6	1036	東 2 線の沢川	1.0
870	滝の沢川	4.8	1038	東 3 線の沢川	0.5
890	南滝の沢川	3.9	1040	ニニップナイ沢川	6.4
900	ラケシウマナイ沢川	3.4	1050	マカウシザワ川	3.8
910	二股川	2.1	1053	植田の沢川	1.4
920	パンケニニウ川	8.1	1055	小瀬の沢川	0.8
940	二線沢川	3.5	1057	安田の沢川	2.0
950	三線沢川	3.2	1063	1 号線の沢川	1.4
955	小屋の沢川	0.9	1066	山西の沢川	0.6
960	ニセイパオマナイ川	8.3	1070	奥の沢川	2.6
965	池田の沢川	1.8	1072	12 線川	2.2
970	一の沢川	3.7	1073	峰下の沢川	1.1
980	一の次沢川	2.1	1075	キヨセノ川	2.5
990	二の沢川	2.0	1077	伊藤の沢川	1.6
1000	二の次沢川	1.5	1080	十四の沢川	3.3
1002	六の沢川	0.9	1100	下の沢川	3.6
1003	クラウンナイ沢川	1.0	1110	フンベツ沢川	6.5
1004	冷水の沢川	1.6	1120	一号沢川	2.4
1005	レクの沢川	2.0	1130	北一号沢川	1.2
1006	小林の沢川	0.7	1140	二号沢川	2.0
1010	弓立沢川	2.6	1150	北二号沢川	0.9
1020	タンネナイ沢川	4.1	1160	三号沢川	2.3
1032	水上の沢川	1.4	1165	高桑の沢川	1.4
1034	小峰の沢川	1.4	1167	十七線の沢川	0.8
1035	小峰の沢川支川	1.0	1170	二番滝川	4.2

河川番号	河川名	流路延長(km)	河川番号	河川名	流路延長(km)
1180	三番滝川	3.7	1451	一号の沢川	2.2
1190	三の沢川	0.8	1452	二号の沢川	1.8
1200	四の沢川	2.0	1460	三点の沢川	5.4
1220	六の沢川	2.4	1470	二里標沢川	1.6
1230	南の沢川	0.6	1473	営農沢川	0.6
1240	七の沢川	1.9	1475	藤田の沢川	0.9
1250	八の沢川	1.1	1480	ペンケュケル川	5.7
1260	五番滝沢川	2.3	1485	班標杭の沢川	1.2
1270	九の沢川	1.3	1490	イタコマンベツ川	1.4
1280	十の沢川	1.9	1500	ユウベノ沢川	4.7
1290	十一の沢川	1.6	1510	滝の沢川	4.8
1300	十二の沢川	2.4	1520	アスの沢川	4.9
1310	十三の沢川	2.7	1530	エタマンベ沢川	1.6
1320	十四の沢川	0.7	1540	ポントマム川	7.8
1330	十六の沢川	4.2	1550	二股川	4.1
1340	十八の沢川	2.2	1570	四の沢川	3.7
1350	二十の沢川	3.1	1580	二股川	2.2
1353	黒瀬の沢川	1.2	1590	一線沢川	6.6
1355	クテクンナイ川	2.3	1600	青森団体の沢川	5.1
1356	クテクンナイ北の沢川	0.9	1601	オクの沢川	2.5
1357	大谷の沢川	1.7	1602	トマム１号の沢川	1.3
1370	一号沢川	4.0	1605	吉田の沢川	1.3
1371	二号沢川	1.9	1607	十線の沢川	2.0
1372	三号沢川	1.5	1610	十三線の沢川	4.6
1390	三角山の沢川	2.9	1620	京都農場沢川	3.8
1395	井上の沢川	1.1	1621	伊藤農場沢川	1.8
1400	ペペシェル川	8.8	1630	山上農場沢川	2.6
1401	フタマタ川	3.2	1633	久我の沢川	1.0
1410	八線の沢川	2.9	1636	宮武の沢川	1.0
1420	湯の沢川	5.5	1641	カリフリ川	3.1
1430	一休の沢川	6.6	1642	両国川	1.6
1440	十三線の沢川	2.7	1645	第一の沢川	1.5
1441	フタマタ川	1.5	1650	223 号林班沢川	1.0
1450	十四線の沢川	3.8			

○ 資料 11　地すべり・がけ崩れ等危険区域

1　地すべり危険区域・危険防止区域

（1）地すべり危険区域

（令和 2 年 3 月現在）

図表番号	箇所番号	箇　所　名	市町村
地 001	244	中央	占冠村
地 002	474	日高峠	占冠村
地 003	－	占冠中央	占冠村

（2）地すべり危険防止区域

（令和 2 年 3 月現在）

番号	施　設　名	施行年度	堤高	堤長	延長
1	占冠中央	H12			500.0

（3）被害想定調査による地すべり危険区域

（令和 2 年 3 月現在）

番号	箇所名	危害のおそれのある土地			著しい危害のそそれのある土地		
		面積（㎡）	人家戸数	公共的建物等	面積（㎡）	人家戸数	公共的建物等
1	中央	179,947	0		0	0	
2	日高峠	874,357	0		0	0	

2　急傾斜地崩壊危険区域・危険防止区域

（1）急傾斜地崩壊危険区域

（令和 2 年 3 月現在）

図表番号	箇所番号	箇　所　名	市町村
急 001	Ⅰ-2208	占冠中央 1	占冠村
急 002	Ⅰ-2209	占冠中央	占冠村
急 003	Ⅰ-2210	占冠占冠 3	占冠村
急 004	Ⅱ-1576	占冠占冠 1	占冠村
急 005	Ⅱ-1577	占冠占冠 2	占冠村

（2）急傾斜地崩壊危険防止区域

（令和 2 年 3 月現在）

番号	施　設　名	施行年度	堤高	堤長	延長
1	占冠中央	H7～H12			272.5

（３）被害想定調査による急傾斜地崩壊危険区域

（令和２年３月現在）

番号	箇所名	危害のおそれのある土地			著しい危害のそそれのある土地		
		面積（㎡）	人家戸数	公共的建物等	面積（㎡）	人家戸数	公共的建物等
1	占冠中央１	14,196	0	占冠中央小学校	5,858		占冠中央小学校
2	占冠中央	16,908	9		360		
3	占冠占冠３	14,321	0	双珠別ダム監視室	9,629	0	双珠別ダム監視室
4	占冠占冠１	2,479	0		1,146	0	
5	占冠占冠２	17,515	1		8,707	0	

３　砂防関係施設一覧

（令和２年３月現在）

番号	施　設　名	施行年度	堤高	堤長	延長
ペンケニニウ川（鵡川水系）					
1	１号砂防えん堤	S47～S48	7.0	115.0	
アリサラップ川（鵡川水系）					
2	１号砂防えん堤	S44～S45	8.0	120.0	
ペペシュール川（鵡川水系）					
3	１号砂防えん堤	S43～S45	10.0	126.0	
八線川（鵡川水系）					
4	１号砂防えん堤	S42～S43	10.0	88.0	
一級の沢（鵡川水系）					
5	１号砂防えん堤	S39～S40	8.0	82.0	
十三線沢（鵡川水系）					
6	１号砂防えん堤	S41～S42	10.5	66.0	
十四線沢（鵡川水系）					
7	１号砂防えん堤	S40～S42	10.5	104.0	
第一沢川（鵡川水系）					
8	１号砂防えん堤	H6～H9	8.5	100.0	

○ 資料 12　土石流危険渓流

1　土石流危険渓流

（令和 2 年 3 月現在）

図表番号	渓流番号	渓　流　名	市町村
土 001	Ⅱ43-0420	占冠寺沢川	占冠村
土 002	Ⅱ43-0430	井上の沢川	占冠村
土 003	Ⅱ43-0440	第一沢川	占冠村
土 004	Ⅱ43-0450	無名 2 の沢川	占冠村
土 005	Ⅱ43-0460	双珠別二の沢川	占冠村
土 006	Ⅱ43-0470	双珠別五の沢川	占冠村
土 007	Ⅱ43-0480	双珠別四の沢川	占冠村

2　被害想定調査（災害危険区域現地調査）による土石流危険渓流

（令和 2 年 3 月現在）

番号	箇所名	流域面積（㎢）	危害のおそれのある土地			著しい危害のおそれのある土地		
			面積（㎡）	人家戸数	公共的建物等	面積（㎡）	人家戸数	公共的建物等
1	占冠寺沢川	0.67	6,605	0		－	0	
2	井上の沢川	0.72	7,410	1		－	0	
3	第一沢川	0.50	8,391	0		－	0	
4	無名 2 の沢川						0	
5	双珠別二の沢川	0.15	11,350	0		13	0	
6	双珠別五の沢川	0.37	9,212	0		－	0	
7	双珠別四の沢川	0.14	7,711	0		－	0	

※無名 2 の沢川は令和元年度にて基礎調査実施中

○ 資料 13　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

（令和 2 年 3 月現在）

番号	箇　所　名	所　在　地	自然現象の種類	箇所番号
1	占冠中央 1	占冠村字中央	急傾斜地の崩壊	Ⅰ-4-65-2208
2	占冠中央	占冠村字中央	急傾斜地の崩壊	Ⅰ-4-66-2209

（箇所番号：Ⅰ-4-65-2208）

（箇所番号：Ⅰ-4-66-2209）

○ 資料 14　山地災害危険地区

1　山腹崩壊危険地区

（令和 2 年 3 月現在）

番号	国有林又は民有林	保安林等	荒廃状況	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置（字）	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設	道路
1	国有林	水かん	無	C	1	無	ニニウ					0	他
2	国有林	水かん	無	C	1	無	ニニウ					0	他
3	国有林	水かん	無	C	5	無	ニニウ					0	他
4	国有林	水かん	有	B	4	無	ニニウ					0	他
5	国有林	水かん	有	B	4	無	ニニウ					0	道
6	国有林	水かん	無	B	5	無	ニニウ					0	道
7	国有林	水かん	無	B	20	無	ニニウ					0	道
8	国有林	水かん	有	A	4	無	占冠			5		0	道
9	国有林	水かん	無	C	1	無	双珠別					0	他
10	国有林	水かん	無	B	18	無	双珠別					0	他
11	国有林	水かん	無	B	13	無	双珠別					0	他
12	国有林	水かん	無	B	16	無	双珠別					0	他
13	国有林	水かん	無	B	2	無	双珠別					0	他
14	国有林	水かん	有	C	8	未成	双珠別					0	他
15	国有林	水かん	無	C	1	無	双珠別					0	他
16	国有林	水かん	無	B	5	未成	双珠別					0	他
17	国有林	水かん	無	B	2	無	トマム					0	他
18	国有林	水かん	無	C	1	無	トマム					0	他
19	国有林	水かん	無	C	1	無	双珠別				3	0	他
20	国有林	水かん	有	C	1	未成	占冠					0	他
21	民有林	水かん	無	B	3	無	下トマム					0	他
22	民有林		有	C	1	無	中トマム			6		0	他
23	民有林		有	B	1	無	上トマム		49			0	道
24	民有林		有	C	1	無	占冠					0	国
25	民有林	土砂流	有	C	1	未成	占冠					0	他
26	民有林		有	C	1	未成	占冠					0	国
27	民有林		有	B	1	無	占冠		15			0	国
28	民有林		有	C	1	無	中央			6		0	高
29	民有林	土砂流	有	C	1	無	中央					0	他
30	民有林		無	C	1	無	ニニウ					0	道

番号	国有林又は民有林	保安林等	荒廃状況	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位　置（字）	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設	道路
31	民有林	土砂崩保健	有	B	1	一部既成	中央			9		1	他
32	民有林	土砂流	有	C	1	一部既成	中央			7		0	国
33	民有林	土砂流	有	C	1	未成	中央				4	0	国
34	民有林		有	C	1	無	中央					0	国
35	民有林	土砂流	有	C	1	無	中央					0	国
36	民有林	土砂流	無	C	1	無	双珠別			8		0	他
37	民有林	土砂流	無	B	1	無	双珠別			7		1	国
38	民有林	土砂流	無	C	1	無	双珠別					0	他

２　崩壊土砂流出危険地区

（令和２年３月現在）

番号	保安林等	荒廃状況	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位　置（字）	公共施設等				
							人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設
1	水かん	有	B	0.29	構成	占冠					0
2	水かん	有	C	0.14	構成	占冠					0
3	水かん	有	C	0.41	未成	占冠					0
4	水かん	有	C	0.13	無	ニニウ					0
5	水かん	有	B	0.29	無	ニニウ					0
6	水かん	有	B	0.38	無	ニニウ					0
7	水かん	有	B	0.65	未成	ニニウ				1	0
8	水かん	有	B	0.27	未成	ニニウ					0
9	水かん	有	B	0.43	未成	中央					0
10	水かん	有	C	0.85	未成	占冠					0
11	水かん	無	C	0.19	未成	占冠					0
12	水かん	有	C	0.21	無	占冠				1	0
13	水かん	有	C	1.43	未成	占冠					0
14	水かん	有	C	0.68	未成	ホロカトマム					0
15	水かん	有	C	0.95	無	双珠別					0
16	水かん	有	C	0.13	未成	双珠別					0
17	水かん	無	C	0.03	未成	双珠別					0
18	水かん	無	C	0.07	無	双珠別					0
19	水かん	有	B	0.55	未成	双珠別					0
20	水かん	有	C	0.18	無	トマム					0
21	水かん	無	C	0.31	無	トマム					0
22	水かん	無	C	0.01	無	双珠別				2	0
23	水かん	無	B	0.24	無	双珠別		10			0
24	水かん	無	C	0.15	未成	双珠別				2	0
25	水かん	有	B	0.25	無	占冠					0
26	水かん	有	B	0.13	無	占冠					0
27	水かん	有	C	0.16	無	占冠					0
28	水かん	有	C	0.25	無	占冠				1	0
29	水かん	有	C	0.17	未成	占冠					0
30	水かん	有	B	0.85	未成	占冠					0
31	水かん	有	B	0.19	無	下トマム					0
32	水かん	有	B	0.15	未成	ニニウ					0

番号	国有林又は民有林	保安林等	荒廃状況	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位　置（字）	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設	道路
33	民有林		有	A	4.86	無	占冠		21			0	国
34	民有林	土砂流	有	B	10.53	一部既成	占冠	57				0	国
35	民有林	土砂流	無	B	2.31	未成	中央		10			0	高
36	民有林	土砂流	無	B	2.19	無	中央		10			0	高
37	民有林		有	B	1.20	無	中央		17			0	高
38	民有林		有	B	3.90	無	中央		34			0	国
39	民有林		有	B	3.99	無	中央	65				0	国
40	民有林		無	B	0.48	未成	占冠		21			0	国
41	民有林	土砂流	無	B	6.72	未成	占冠		47			0	国
42	民有林	土砂流	無	B	1.17	未成	占冠		11			0	国
43	民有林	土砂流	無	B	1.56	一部既成	占冠	94				1	国
44	民有林		無	C	1.50	無	中央			6		0	道
45	民有林		有	C	1.11	無	中央			9		0	道
46	民有林		無	B	2.16	無	中央		29			0	道
47	民有林	土砂流	無	B	1.11	無	中央	380				4	国
48	民有林	土砂流	無	B	4.35	一部既成	中央	67				0	国
49	民有林		無	C	5.36	無	中央			9		0	道
50	民有林	土砂流	無	B	4.23	一部既成	中央			7		0	道
51	民有林	土砂流	無	C	1.86	未成	中央			7		0	道
52	民有林		有	B	10.66	一部既成	中央	176				3	国
53	民有林	土砂流	有	B	1.77	無	中央	308				5	国
54	民有林	土砂流	有	B	1.35	構成	中央	52				0	国
55	民有林		無	B	0.81	未成	中央		48			0	国
56	民有林	土砂流	有	B	1.14	未成	中央		29			0	国
57	民有林	土砂流	無	B	1.56	未成	中央		31			0	国
58	民有林	土砂流	有	B	3.60	未成	中央	60				0	国
59	民有林	土砂流	無	C	3.02	一部既成	中央				2	0	道
60	民有林	土砂流	無	B	0.36	一部既成	中央		20			0	国
61	民有林		無	C	2.40	無	ニニウ				4	0	道
62	民有林	土砂流	無	B	1.77	一部既成	ニニウ		11			0	道
63	民有林		無	B	0.03	無	ニニウ		11			0	道
64	民有林		無	B	17.52	無	双珠別		20			0	国

番号	国有林又は民有林	保安林等	荒廃状況	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置(字)	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設	道路
65	民有林		無	B	0.84	無	双珠別		19			0	国
66	民有林	土砂流	無	B	0.72	未成	双珠別		22			0	国
67	民有林	土砂流	無	B	0.33	一部既成	双珠別		21			0	国
68	民有林		無	B	3.48	無	双珠別		13			0	国
69	民有林		有	B	1.95	無	双珠別		13			0	国
70	民有林	土砂流	無	B	5.82	一部既成	双珠別		13			0	国
71	民有林		有	B	1.65	無	双珠別		24			0	国
72	民有林	土砂流	有	B	1.14	無	双珠別			9		1	国
73	民有林		無	B	0.57	未成	双珠別		25			0	国
74	民有林		無	B	14.88	一部既成	双珠別		20			0	国
75	民有林	土砂流	無	B	9.42	無	双珠別					0	他
76	民有林		無	C	0.39	一部既成	双珠別		18			0	他
77	民有林	土砂流	無	B	0.63	未成	双珠別					0	他
78	民有林		無	C	0.36	未成	双珠別		21			0	国
79	民有林	土砂流	無	B	1.95	未成	双珠別		17			0	国
80	民有林	土砂流	有	B	4.41	一部既成	双珠別		27			0	国
81	民有林	土砂流	有	B	0.36	一部既成	双珠別		15			0	国
82	民有林	土砂流	有	B	1.17	無	アリサラップ		24			1	国
83	民有林		無	B	2.94	未成	アリサラップ		16			0	国
84	民有林	土砂流	無	B	3.33	未成	アリサラップ				4	0	国
85	民有林	土砂流	有	C	4.53	未成	アリサラップ				2	0	国
86	民有林	土砂流	有	C	1.71	無	アリサラップ				2	0	国
87	民有林	土砂流	無	C	1.98	一部既成	アリサラップ				2	0	国
88	民有林	土砂流	無	C	12.30	未成	アリサラップ				2	0	国
89	民有林	土砂流	有	C	1.71	未成	アリサラップ		24			1	国
90	民有林	土砂流	無	B	1.77	未成	アリサラップ		16			0	国
91	民有林	土砂流	無	B	2.19	一部既成	アリサラップ					0	他
92	民有林	土砂流	無	C	2.04	無	下トマム					0	道
93	民有林		無	C	1.47	無	トマム					0	道
94	民有林		無	C	0.54	無	トマム					0	道

番号	国有林又は民有林	保安林等	荒廃状況	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位　置（字）	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設	道路
95	民有林		無	C	3.51	無	トマム		24			0	道
96	民有林		無	B	5.52	無	トマム		13			0	道
97	民有林	土砂流	無	A	25.32	未成	中トマム			5		1	道
98	民有林	干害防	有	B	4.05	無	中トマム	53				1	道
99	民有林		無	A	3.39	無	上トマム	182				2	道
100	民有林		有	B	13.28	無	上トマム	100				2	道
101	民有林		有	B	8.78	無	上トマム				3	0	他
102	民有林		無	B	2.13	無	上トマム					0	他
103	民有林		無	C	0.06	一部既成	中央		20			0	国
104	民有林	土砂流	無	B	18.48	一部既成	双珠別		14			0	他
105	民有林	土砂流	有	B	6.43	一部既成	ニニウ		11			0	他
106	民有林	土砂流	有	A	8.82	一部既成	ニニウ		11			0	他

３　地すべり危険地区

（令和２年３月現在）

番号	国有林又は民有林	保安林等	荒廃状況	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位　置（字）	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設	道路
1	国有林		無	C	16	無	下トマム					0	他
2	国有林	水かん	無	A	25	無	占冠					1	他
3	国有林		無	A	30	無	下トマム					1	他
4	民有林	土砂流	有	B	56	一部既成	中央					0	他

※山地災害危険地区公開ホームページ
北海道水産林務部林務局治山課及び北海道のホームページで閲覧可能
https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/

○ 資料 15　危険物所在一覧

（令和 2 年 3 月現在）

番号	施　設　名	種　別	数量	計	備　考
1	JA ふらの占冠セルフ	給油取扱所	1	1	
2	トマムリゾート	屋内タンク貯蔵所	1	27	
		地下タンク貯蔵所	18		
		簡易タンク貯蔵所	1		
		給油取扱所	1		
		一般取扱所	6		
3	占冠村総合センター	地下タンク貯蔵所	1	1	
4	湯の沢温泉「森の四季」	地下タンク貯蔵所	1	1	
5	（株）三角不動産	地下タンク貯蔵所	1	1	
6	占冠駅	屋内貯蔵所	2	2	
7	會澤高圧コンクリート（株）	給油取扱所	1	1	
8	占冠村トマム給油所	給油取扱所	1	1	
9	横川興産（株）占冠給油所	移動タンク貯蔵所	2	3	
		給油取扱所	1		
10	占冠村産業振興住宅	地下タンク貯蔵所	1	1	
11	占冠保健福祉センター「ノンノ」	地下タンク貯蔵所	1	1	
12	占冠 IC 管理施設	給油取扱所	1	1	
13	トマム IC 管理施設	給油取扱所	1	1	
14	ネクスコ東日本帯広管理事務所	地下タンク貯蔵所	3	3	
計				45	

〔 避　　難　　所 〕

○ 資料 16　避難所

1　避難所

（令和 2 年 3 月現在）

地区	避難所名	施設の構造	所在地	面積（m^2）	収容人員（人）	給食設備の有無	給水の有無	施設管理者
双珠別	双民館	木造 平屋	字双珠別	789	100	有	有	占冠村
	双珠別住民センター	木造 モルタル 平屋	字双珠別	153	50	有	有	占冠村
中央	占冠村総合センター	鉄筋 コンクリート 3 階	字中央	2,509	100	有	有	占冠村
	占冠中学校	鉄骨・鉄筋 2 階	字中央	2,893	400	有	有	学校長
	占冠村コミュニティプラザ	鉄筋 コンクリート 平屋	字中央	1,333	200	有	有	教育長
占冠	占冠地域交流館	鉄骨 2 階	字占冠	1,412	200	有	有	占冠村
	美園地区集会所	木造 平屋	字中央	51	30	有	有	占冠村
トマム	トマム学校	鉄骨・鉄筋 2 階	字上トマム	2,173	300	有	有	学校長
	トマムコミュニティセンター	鉄骨 2 階	字上トマム	1,228	300	有	有	占冠村

2　福祉避難所

（令和 2 年 3 月現在）

避難所名	施設区分	所在地	備考
占冠村保健福祉センター「ノンノ」	福祉施設	占冠村字中央	

〔 通信・輸送 〕

○ 資料 17　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号　　年　　月　　日
緊急通行車両確認証明書
知　　事 ㊞
公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　　局</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">輸送日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">輸送経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 18　緊急通行車両標章

1　色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 19　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第 2 条　航空機の運航管理については、航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第 2 章　防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第 4 条　航空室に、防災航空隊を置く。

2　防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3　防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4　隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

（隊長の任務）

第 5 条　隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第 6 条　副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなけれならない。

2　隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第 7 条　隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

（搭乗者の指定）

第 8 条　防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定

するものとする。

第 3 章　運航管理

（総括管理者）

第 9 条　航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第 10 条　航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

（運航指揮者）

第 11 条　航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2　運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

（運航計画）

第 12 条　運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2　運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第 1 号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第 2 号）とする。

（運航する航空機等）

第 13 条 総括管理者は、法第 23 条及び第 25 条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2　運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

（運航範囲）

第 14 条 航空機は、次に揚げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動
(2) 救急活動
(3) 救助活動
(4) 火災防御活動
(5) 広域航空消防防災応援活動
(6) 災害予防活動
(7) 自隊訓練
(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2　航空機の運航は、原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）

第 15 条　前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する運航(以下「緊急運航」と総称する。)は、第 12 条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2　航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3　緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（運航に伴う報告）

第 16 条　運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第 3 号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第 4 号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第 17 条　運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第 79 条ただし書の規定による飛行場外離着陸場

及び法及び法第 81 条の 2 の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第 4 章　使用手続

（使用予定表）

第 18 条　航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年 2 月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第 5 号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第 6 号)を総括管理者に提出しなければならない。

（航空機の使用申請）

第 19 条　航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第 7 号)により、使用する日の 15 日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第 20 条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2　総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第 8 号）を交付するものとする。

第 5 章　安全管理等

（安全管理）

第 21 条　総括管理者は､航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2　運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（運航指揮者の責務）

第 22 条　運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第 6 章　教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第 23 条　総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2　運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第 24 条　運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第 7 章　事故対策等

（捜索及び救難体制の確立）

第 25 条　総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第 26 条　運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならい。

2　運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情

報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

（事故報告）

第 27 条　総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章　雑則

（記録及び保存）

第 28 条　運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第 29 条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

○ 資料 20　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第 1 条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第 2 条　緊急運航は、原則として、要綱第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合

(2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

(3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

（緊急運航の基準）

第 3 条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア　傷病者の搬送

(ｱ) 現場救急

a　「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(ｲ) 転院搬送

a　「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療療関へ搬送する場合

b　次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c　転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ｳ) 事後検証

上記（ｱ）及び（ｲ）に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ　医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア　中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ　山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ　高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ　その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ　偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ　消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ　その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

（緊急運航の要請）

第４条　緊急運航の要請（前条第５号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第１号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

（緊急運航の決定）

第５条　運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2　運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

（要請に対する結果の通報）

第６条　運航管理責任者は、直ちに前条第１項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

（受入体制）

第７条　緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市

町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

（報告）

第８条　緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第２号）により、総括管理者に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。

○ 資料 21　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）

第 1 条　この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）

第 2 条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ　依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

　これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ　市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第 3 条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

○ 資料 22　北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応

平成 23 年 1 月 21 日

【注意事項】
緊急運航と救急患者の緊急搬送では手順が違います。

【緊急運航の手順】
①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
②災害発生地の署所から速やかに様式第 1 号（第 4 条関係）を FAX で送付する。
③収束後、災害発生地の署所は様式第 2 号（第 8 条関係）を本部警防課まで報告する。（メール可）
※要請機関の長は、消防長とする。
④本部警防課は、上記報告のあった様式第 2 号（第 8 条関係）を郵送で総括管理者に送付する。

【救急患者の緊急搬送の手順・対応】
①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
②災害発生地の署所から速やかに様式第 1 号（注：緊急運航の様式とは別物）を FAX で送付する。
③災害発生地の署所から上川総合振興局（0166-46-5900）にその旨を電話連絡する。
－病院からは依頼を受けていない場合－
④受入れ医療機関の確保を行う。

【防災航空室連絡先等】

電話番号	FAX 番号	無線呼出・周波数
011-782-3233 011-782-3256 011-782-3257	011-782-3234	ほっかいどう 701 ①150.73 ②148.75 ③154.15

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 23　被害状況判定基準

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1)　当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)　A 町の者が B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。) (3)　氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの (1)　死者欄の (2)、(3) を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1 か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの (1)　死者欄の (2)、(3) を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1 か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの (1)　死者欄の (2)、(3) を参照。
②住家被害	住　　家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)　物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)　商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。 (3)　住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世　　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則として、その寄宿舎等を 1 世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判　断　基　準
②住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1)　被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1)　被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)　公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)　その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)　土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)　被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)　流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2)　埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm 以下にあっては 2cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあっては 5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)　被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)　浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)　倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)　被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
⑤土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)　港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)　被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
⑨商工被害	商　　業	商品、原材料等をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　　業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う。）。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水　道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電　話（回線）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電　気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ　ス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料 24　応急金融の要綱

（平成 28 年月 1 月）

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>生活福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">資金の種類</th><th>内容</th><th>貸付限度（円）</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>利子</th></tr>
<tr><td rowspan="3">総合支援資金</td><td>生活支援費</td><td>生活再建までの間に必要な生活費用</td><td>（単身）
月 150,000 円以内
（複数世帯）
月 200,000 円以内</td><td>最終貸付日から 6 か月以内</td><td rowspan="3">据置期間経過後 10 年以内</td><td rowspan="3">無利子
（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）</td></tr>
<tr><td>住宅入居費</td><td>敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td><td>400,000 円以内</td><td rowspan="2">6 か月以内
（生活支援費と併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内）</td></tr>
<tr><td>一時生活再建費</td><td>生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用</td><td>600,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福祉資金</td><td>福祉費</td><td>日常生活を送る上で、または自立生活に資するために必要な費用
（別表参照）</td><td>5,800,000 円以内
※資金の用途に応じて上限目安額を設定</td><td>6 か月以内</td><td>据置期間経過後 20 年以内</td><td>無利子
（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）</td></tr>
<tr><td>緊急小口資金</td><td>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用</td><td>100,000 円以内</td><td>2 か月以内</td><td>据置期間経過後 12 月以内</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育支援資金</td><td>就学支度費</td><td>高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費</td><td>500,000 円以内</td><td rowspan="2">卒業後 6 か月以内</td><td rowspan="2">据置期間経過後 20 年以内</td><td rowspan="2">無利子</td></tr>
<tr><td>教育支援費</td><td>高等学校、大学又は高等専門学校に修学するのに必要な経費</td><td>（高校）
月 35,000 円以内
（高専）
月 60,000 円以内
（短大）
月 60,000 円以内
（大学）
月 65,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不動産担保型生活資金</td><td>不動産担保型生活資金</td><td>低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付</td><td>(土地評価額の 7 割)
月額 30,000 円以内</td><td>契約終了後 3 か月以内</td><td>据置期間終了時</td><td rowspan="2">年 3%、または長期ﾌﾟﾗｲﾑﾚｰﾄのいずれか低い利率</td></tr>
<tr><td>要保護世帯向け不動産担保型生活資金</td><td>要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</td><td>(土地評価額の 7 割)
保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内</td><td>契約終了後 3 か月以内</td><td>据置期間終了時</td></tr>
</table>
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から 2 年以内とすることができる。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>生活福祉資金</td><td>（福祉資金福祉費別表）
<table>
<tr><th>使途目的</th><th>呼　称</th><th>貸付限額目安</th><th>償還期間</th><th>利子</th></tr>
<tr><td>生業を営むために必要な経費</td><td>生業経費</td><td>4,600,000 円</td><td>20 年以内</td><td></td></tr>
<tr><td>技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</td><td>技能習得関係経費</td><td>技能修得期間
・6 か月以内
1,300,000 円
・1 年以内
2,200,000 円
・2 年以内
4,000,000 円
・3 年以内
5,800,000 円</td><td>8 年以内</td><td rowspan="13">無利子
（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）</td></tr>
<tr><td>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</td><td>住宅経費</td><td>2,500,000 円</td><td>7 年以内</td></tr>
<tr><td>福祉用具等の購入に必要な経費</td><td>福祉用具経費</td><td>1,700,000 円</td><td>8 年以内</td></tr>
<tr><td>障害者用の自動車の購入に必要な経費</td><td>障害者自動車経費</td><td>2,500,000 円</td><td>8 年以内</td></tr>
<tr><td>中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</td><td>中国年金追納経費</td><td>5,136,000 円</td><td>10 年以内</td></tr>
<tr><td>負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</td><td>療養関係経費</td><td>1,700,000 円
特に必要と認められる場合
2,300,000 円</td><td>5 年以内</td></tr>
<tr><td>介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</td><td>介護関係経費</td><td>1,700,000 円
特に必要と認められる場合
2,300,000 円</td><td>5 年以内</td></tr>
<tr><td>災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</td><td>災害経費</td><td>1,500,000 円</td><td>7 年以内</td></tr>
<tr><td>冠婚葬祭に必要な経費</td><td>冠婚葬祭経費</td><td>500,000 円</td><td>3 年以内</td></tr>
<tr><td>住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</td><td>移転設備経費</td><td>500,000 円</td><td>3 年以内</td></tr>
<tr><td>就職、技能習得等の支度に必要な経費</td><td>支度関係経費</td><td>500,000 円</td><td>3 年以内</td></tr>
<tr><td>その他日常生活上一時的に必要な経費</td><td>その他の経費</td><td>500,000 円</td><td>3 年以内</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

融資の名称	内容・資格・条件等
母子・寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子･父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,870,000 円 団体　4,320,000 円		1 年	7 年以内	無利子 保証人無しの場合 1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子･父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,440,000 円		6 か月	7 年以内	無利子 保証人無しの場合 1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専門学校（高等課程） 短大、専修大学（専門課程） 大学	※私立自宅外通学場合の限度額 高校、専修学校（高等課程） 月額 52,500 円 高等専門学校 月額（1～3 年）52,500 円 （4～5 年）90,000 円 短期大学、専修学校（専門課程） 月額 90,000 円 大学　月額 96,000 円 専修学校（一般課程） 月額 48,000 円	就学期間中	当該学校卒業後 6 か月	20 年以内専修学校(一般課程は 5 年以内)	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（ホームヘルパー、パソコン、栄養士等）	月額 68,000 円 特別一括 816,000 円 （運転免許 460,000 円）	知識、技能を習得する期間中 3 年をこえない範囲内	知識、技能修得後 6 か月	10 年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 （特 1 回 460,000 円） （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 3 年をこえない範囲内	知識、技能修得後 1 年	20 年以内	無利子
就職支度金	母子、父子家庭の母、父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000 円 （特別 330,000 円）		1 年	6 年以内	無利子 保証人無しの場合 1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等
母子・寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が 1 年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	340,000 円 （特 1 回 480,000 円） 介護 500,000 円		6 か月	5 年以内	無利子 保証人無しの場合 1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童 寡婦	技能修得金借受期間中の生活費補給資金	月額 （一般）105,000 円 （技能）141,000 円	技能修得資金貸付期間中 5 年以内	知識、技能修得（医療）後 6 か月	20 年以内	無利子 保証人無しの場合 1.0%
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中 1 年以内	貸付期間満了後 6 か月	5 年以内	無利子 保証人無しの場合 1.0%
		配偶者のいない女子になって 5 年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後 2 年以内又は離職した日の翌日から 1 年以内		生活安定 8 年以内 失業 5 年以内	
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 円 （特別）2,000,000 円		6 か月	6 年以内 (特別は 7 年以内)	無利子 保証人無しの場合 1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円		6 か月	3 年以内	無利子 保証人無しの場合 1.0%

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>母子・寡婦福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th>資金の種類</th><th colspan="2">貸付対象等</th><th>貸付限度額（円）</th><th>貸付を受ける期間</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>利率</th></tr>
<tr><td>就学支度資金</td><td>母子家庭の母が扶養する児童
父子家庭の父が扶養する児童
父母のいない児童
寡婦が扶養する子</td><td>就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金</td><td>小学校　63,100 円
中学校　79,500 円
国公立高校等 160,000 円
就業施設　282,000 円
私立高校等 420,000 円
国公立大学・短大等 380,000 円
私立大学・短大等 590,000 円</td><td></td><td>6 か月</td><td>20 年以内専修学校(一般課程は 5 年以内)</td><td>無利子
保証人無しの場合
1.0%</td></tr>
<tr><td>結婚資金</td><td>母子家庭の母
父子家庭の父
寡婦</td><td>母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の結婚に際し、必要な資金</td><td>300,000 円</td><td></td><td>6 か月</td><td>5 年以内</td><td>無利子
保証人無しの場合
1.0%</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>災害援護資金貸付金</td><td>
実施主体　市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。
対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。
貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
<table>
<tr><th>貸付限度</th><th>利率</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>償還方法</th></tr>
<tr><td>①　世帯主の１か月以上の負傷
1,500,000 円
②　家財等の損害
ア　家財の３分の１以上の損害
1,500,000 円
イ　住宅の半壊
1,700,000 円
ウ　住宅の全壊（1 の場合を除く）
2,500,000 円
エ　住宅全体の滅失又は流失
3,500,000 円
③　①と②とが重複した場合
ア　①と②のアが重複した場合
2,500,000 円
イ　①と②のイが重複した場合
2,700,000 円
ウ　①と②のウが重複した場合
3,500,000 円
④　次のいずれかの事由の 1 に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
ア　②のイの場合　2,500,000 円
イ　②のウの場合　3,500,000 円
ウ　③のイの場合　3,500,000 円</td><td>延滞の場合を除き無利子
（措置期間は無利子）</td><td>3 年
（特別の事情がある場合は５年）</td><td>10 年
（措置期間を含む）</td><td>半年賦
年賦
月賦</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助　道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 （昭和 39 年法律第 129 号）	国 2/3 貸付　道 1/3 貸付 償還については 6 月ないし 1 年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 （昭和 48 年法律第 82 号）	貸付金の額は、1 世帯当たり限度額は 350 万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担　国 2/3　都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅資金	

1　融資対象者

・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方

(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方

(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方

(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年　　収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

	区分	建設	購入	補修
融資対象	建設・購入	・築年数に関する制限はありません。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であることが必要です。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であることが必要です。		
	補　修			築年数に制限はありません
融資限度額	耐火構造 準耐火構造 （高耐久、補修を除く）	建設資金 1,680 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金　450 万円 特例加算額　520 万円	基本融資額　2,650 万円 特例加算額　520 万円	補修資金 740 万円 整地資金 450 万円 引方移転資金 450 万円
返済期間	耐火構造 準耐火構造 （高耐久）	35 年以内	35 年以内	20 年以内
	据置期間	3 年以内	3 年以内	1 年以内 （返済期間に含む）
貸付金利		年 0.36%（令和 2 年 1 月 1 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）		
受付期間		罹災日（市町村等が交付する「罹災証明書」に記載される「罹災日」）から 2 年間		

取扱機関等	関係法令等	備　　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティネット 資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 （　災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。）
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 （　ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.16～0.20％（R2.1.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	

取扱機関等	内容・資格・条件等
天災融資法による融資	貸付の対象　(ｱ)　被害農業者 (ｲ)　被害林業者　（以下「農林漁業者」という） (ｳ)　被害漁業者 (ｴ)　被害組合 融資額　農林漁業者　2,000,000 円（北海道 3,500,000 円） （法令で定める資金　5,000,000 円　（法人 25,000,000 円）） 漁具購入　50,000,000 円 償還期間　農林漁業者　6 年以内（激甚災害法適用 7 年以内） 農林漁業者　損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 貸付利率　年 6.5%以内 損失額の割合 30%以上の者　年 5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者　年 3.0%以内 ※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設（災害復旧))	貸付の対象　農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植 貸付限度　1 施設当たり 3,000,000 円（特認 6,000,000 円)) 又は貸付対象事業費×0.8 のいずれか低い額 貸付期間　15 年（うち据置 3 年）以内。ただし、果樹の改植は 25 年（うち据置 10 年）以内 貸付利率年　0.16～0.20%（R 元.12.18 現在）
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 水産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象　被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得 貸付限度　1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額 貸付期間　15 年以内（うち据置 3 年以内） 貸付利率年　0.16～0.20%（R 元.12.18 現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者（被害農林漁業者等） ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の 10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の 30%以上のもの ・被害林業者 林作物の損失額が平年の林業総収入額の 10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の 10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 株式会社日本政策政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

取扱機関等	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額、但し、計画森林にあっては、90%相当額 35 年以内（20 年以内の据置期間含む） 0.16～0.35%（R2.1.20 現在）
樹苗養成施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 15 年以内（5 年以内の据置期間含む） 0.16～0.35%（R2.1.20 現在）
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額 20 年以内（3 年以内の据置期間含む） 0.16～0.35%（R2.1.20 現在）
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 林業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）のいずれか低い額 15 年以内（3 年以内の据置期間含む） 0.16～0.35%（R2.1.20 現在）
共同利用施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の 80%相当 20 年以内（3 年以内の据置期間含む） 0.16～0.35%（R2.1.20 現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

取扱機関等	内容・資格・条件等	
林業経営維持資金	貸付の対象	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が 80ha を超えない者）及び林業を営む法人（ただし、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合合同連合会等（但し、前期の者に転貸する場合に限る。）
	貸付限度額	個人　60 万円（但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を 60 万円から控除した額） 法人　800 万円
	償還期間	20 年以内（原則一括払い）
	貸付利率	1.00～1.70％
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、但し、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで
	償還期間	6 か月
	融資利率	年利率 3.00％

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の 2 倍（その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等
中小企業総合振興資金 「セーフティネット貸付（災害貸付）」	・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件

融資対象	1　災害の影響により中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000 万円	5,000 万円
融資期間	10 年以内（据置 2 年以内）	
融資利率	〔固定金利〕 5 年以内　年 1.0％ 10 年以内　年 1.2％	〔固定金利〕 5 年以内　年 1.0％ 10 年以内　年 1.2％
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等
勤労者福祉資金	

区　　分	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象者	中小企業に勤務し、前年総所得が 600 万円（所得控除後の金額）の方ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は、前年の総収入が 150 万円以上、かつ、同一事務所に 1 年以上勤務していることが必要。	有期契約・派遣・パート・嘱託社員などの方で、次のいずれの要件も備えた方 ・前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額） ・前年の総収入が 150 万円以上 ・同一事務所に 1 年以上勤務していること	2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方 ・前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額） ・前年の総収入が 150 万円以上	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
融資金額	中小企業に働く方・季節労働者の方　120 万円以内			中小中小企業に働く方・離職者の方 100 万円以内
融資期間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8 年以内	5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年 1.60%		年 0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○ 資料 25　被災者生活再建支援法に基づく支援

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>制度の対象となる自然災害</td><td>(1) 対象となる自然災害
①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
④5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
(2) 支援対象世帯
①住宅が全壊した世帯
②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支　給　条　件</td><td>(1) 対象となる自然災害
下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">合　　計</th><th colspan="2"></th></tr>
<tr><th>①～④</th><th>⑤～⑧</th></tr>
<tr><td>複数（2 人以上）世帯</td><td>300 万円</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>単数（1 人）世帯</td><td>225 万円</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr>
</table>
①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
③住居の移転費又は移転のための交通費
④住宅を賃借する場合の礼金
⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50 万円が限度）
⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費
⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費
（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100 万円が限度）
（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で 70 万円を限度に支給
（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の 1/2
(2) 支給に係るその他の要件
<table>
<tr><th rowspan="2">年収等の要件</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr>
<tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr>
<tr><td>（年収）≦500 万円の世帯</td><td>300 万円</td><td>225 万円</td></tr>
<tr><td>500 万円＜（年収）≦700 万円の世帯</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>700 万円＜（年収）≦800 万円の世帯
かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</td><td>150 万円</td><td>112.5 万円</td></tr>
</table>
（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1、2 級の身体障害者などを構成員に含む世帯</td></tr>
<tr><td>補助金の交付</td><td>被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額を国が補助</td></tr>
</table>

	内容・資格・条件等
支援金の支給申請等	(1) 申請期間 基礎支援金については、災害発生日から起算して 13 か月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 37 か月以内とする。 (2) 申請時の添付書類 ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等 (3) 支援金支給に係る手続き 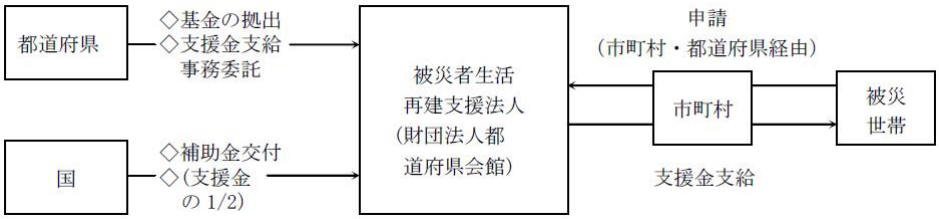

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 26　占冠村防災会議条例

昭和 37 年 12 月 21 日条例第 9 号
改正
昭和 40 年 3 月 31 日条例第 3 号
平成 2 年 5 月 30 日条例第 12 号
平成 12 年 3 月 21 日条例第 8 号
平成 17 年 1 月 20 日条例第 1 号
平成 17 年 12 月 16 日条例第 28 号
平成 21 年 3 月 16 日条例第 9 号
平成 24 年 9 月 14 日条例第 22 号

（目的）

第 1 条　この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき占冠村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 占冠村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は会長及び委員をもって組織する。

2　会長は村長をもって充てる。

3　会長は会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから、村長が任命する者
(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者
(3) 道知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
(4) 道警察の警察官のうちから村長が任命するもの
(5) 村長がその部内の職員のうちから指名するもの
(6) 村の教育委員会の教育長
(7) 富良野広域連合の富良野消防署占冠支署長及び占冠消防団長
(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命するもの
(9) その他の公共的機関の職員のうちから村長が任命するもの
(10) 学識経験のある者のうちから村長が任命する者

6　前項の委員の定数は 20 名以内とする。

7　第 5 項第 8 号及び 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条　防災会議に専門の事項を調査されるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、村の職員関係指定公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が、防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年3月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成2年5月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年3月21日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成17年1月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年12月16日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年3月16日条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成24年9月14日条例第22号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

○ 資料 27　占冠村災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 21 日条例第 10 号
改正
平成 24 年 9 月 14 日条例第 23 号

（目的）

第 1 条　この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき占冠村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き災害対策本部長の指名する、災害対策本部員がこれにあたる。

4　部長は部の事務を掌理する。

（雑則）

第 4 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 9 月 14 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 28　北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第 1 条　この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第 3 条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

(1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
(2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
(3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類
(2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
(3) 災害発生現場の気象状況
(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
(5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
(6) 応援に要する資機材の品目及び数量
(7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第 4 条　知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2　知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第 5 条　前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第 6 条　第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第 7 条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（その他）

第 8 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月１日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成８年６月25日

北海道知事

札幌市長　　他　72団体

○ 資料 29　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条　この協定は、道内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第 1 項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前提の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第 2 条　応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害応急対策に従事する職員の派遣

(2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

(4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条　道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第 6 条　応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 第 1 要請　被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(2) 第 2 要請　被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3) 第 3 要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第 7 条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 職員の職種類別人員

(3) 車輌、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

(4) 資機材及び物資等の品名、数量等
(5) 受入れを求める被災住民の人数等
(6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
(7) 応援等の期間
(8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2　応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3　前 2 項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援等の経費の負担）

第 8 条　応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2　応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3　前 2 項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

（自主応援）

第 9 条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2　自主応援については､第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第 10 条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第 11 条　この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 42 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 35 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別　表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 資料 30　北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条　この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援　消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空支援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア　第 1 要請　当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第 2 要請　当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ　第 3 要請　当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2　陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

3　前項の陸上応援要請のうち、第 2 要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第 3 要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第 7 条の 2　地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第 8 条　前 2 条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第 7 条第 3 項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第 9 条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第 10 条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3　応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第 11 条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第 13 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則

1　この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　本協定の成立を証するため協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

附　則（平成 6 年 7 月 25 日）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

別　表

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料 31　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、占冠村長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第 1 条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第 3 条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第 4 条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

(1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

(2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

(3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第 5 条　前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 土木施設等の被害状況の把握

(2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

(3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第 6 条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第 7 条　甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第 8 条　この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第 9 条　この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第 10 条　この申合せは、平成 22 年 5 月 31 日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲　北海道開発局長

乙　占冠村長

○ 資料 32　災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

協定内容一覧

（令和 2 年 3 月現在）

	協定書名 （締結月日）	協定先	協定内容
1	災害時における占冠郵便局、占冠村間の協力に関する協定書 （平成 9 年 12 月 15 日）	占冠郵便局	○災害時の相互協力 ・避難場所、物資集積場所等の提供 ・避難先及び避難状況等の情報提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・避難場所への臨時差出の設置 ・郵便局事業に関する災害特別事務取扱及び援護対策 ・その他
2	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 （平成 14 年 4 月 23 日）	（社）旭川歯科医師会 （※上川総合振興局管内町村会に委任）	○地域防災計画に基づき行う歯科医療救護活動に関する協定
3	災害時相互応援に関する協定 （平成 15 年 11 月 25 日）	日高町	○日高町との災害発生時における相互支援協定 ○食料、飲料水及び生活必需品供給並びに供給に必要な資材の提供 ・車両の提供 ・医療品等の提供 ・職員派遣 ・避難所提供 ・住宅提供 ・児童、生徒の受入れ
4	災害等の発生における占冠村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定 （平成 22 年 6 月 18 日）	北海道エルピーガス災害対策協議会	○北海道エルピーガス災害対策協議会の応援・復旧活動の支援 ・LP ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧工事 ・避難場所への LP ガス供給及び関連機器の設置工事 ・簡易コンロ等の手配 ・LP ガス設備の撤去等の安全対策 ・その他
5	占冠村内の道東自動車道での応援支援に関する覚書 （平成 23 年 10 月 26 日）	東日本高速道路（株） 北海道支社 帯広管理事務所	○高速道路での災害発生時の村からの応急支援 ・避難施設の利用等 ・避難所への移送、運搬等 ・消耗品の支援
6	双珠ダム放流の通知及び警告に関する覚書 （平成 23 年 10 月 26 日）	北海道電力（株）	○双珠別川において設置したダムの放流に伴う河川法に基づく通知並びに警告実施についての申し合わせ ・サイレン及びスピーカの設置位置等 ・吹鳴方法は運用要領で定める
7	災害時におけるレンタル機材等の賃貸借に関する協定 （平成 25 年 3 月 11 日）	（株）共成レンテム 富良野営業所	○災害時における機材の賃貸借に関する協定 ・レンタル機材等の賃貸借

	協定書名 （締結月日）	協定先	協定内容
9	災害時協力協定 （平成 25 年 3 月 11 日）	一般財団法人 北海道 電気保安協会	○災害時の復旧活動 ・電力復旧のために必要な調査 ・電気復旧工事の監督、指導及び検査 ・その他
8	災害時対応型自動販売機に協働事業に関する協定書 （平成 25 年 3 月 19 日）	北海道コカ・コーラボトリング（株）	○災害対応型自販機の電光掲示による情報提供及び商品の提供
10	災害時における応急対策の活動に関する協定 （平成 25 年 3 月 19 日）	占冠建設業協会	○災害時等の機能維持及び回復を図るために実施する応急工事等
11	「かみかわの絆 19」 上川管内町村広域防災に関する決議 （平成 26 年 2 月 14 日）	上川管内 19 町村	○平常時における相互協力 平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るために相互協力に努める。 ○災害時における相互協力 災害を受けた町村が独自では十分な応急措置が困難な場合に応援を要請することができる。
12	災害時の応援に関する協定 （平成 26 年 3 月 28 日）	財務省北海道財務局 北海道 北海道市長会 北海道町村会	○北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、初動時の情報収集、伝達の迅速化、円滑な災害復旧事務の遂行を図る。
13	災害時等における物資の緊急・救援輸送等に関する協定 （平成 27 年 4 月 1 日）	旭川地区トラック協会	○大規模災害等が発生したとき、発生する可能性がある場合に物資の緊急・救援輸送等に関する協定
14	災害時における応急対策業務に関する協定 （平成 27 年 10 月 30 日）	上川地方建設業協会 連絡協議会	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の業務等に関する協定
15	災害時の物資供給に関する協定 （平成 29 年 2 月 17 日）	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	○災害時に被災住民等を救助するための物資の調達及び供給に関する協定
16	連絡体制の強化に係る協定	陸上自衛隊 上富良野駐屯地	○災害発生時等における情報伝達、情報共有、連絡体制の強化に関する協定
17	災害に係る情報発信等に関する協定 （令和元年 6 月 10 日）	ヤフー株式会社	○災害に備え、防災情報等の住民が必要な情報の迅速な伝達等に関する協定

〔 様　　式 〕

○ 別記第１号様式　災害情報報告

災 害 情 報 報 告

	部　長	担　当	職　員	
（報告第　号）				

報　告　日　時	年　月　日（　）　時　分
報告者の所属・氏名	班　係
情報提供者の氏名等	住所 氏名　☎（　）　－
情報提供者の所在	
情報提供の方法	電話　・　訪問　・　その他（　）

災害情報の内容	区分	□被害情報　□資機材等の要請　□支援要請 □その他（　）	
	概要	発生日時	年　月　日　時　分（確認）
		場所	
		原因	
		被害状況	
		応急措置	
		対策要求	
		気象等の状況	
		その他	

（特記事項）

注　太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第２号様式　職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏　　名	
参集時間	自宅出発時間	時　　分	所　　属	課　　担当
	到着時間	時　　分	部・担当	担当
	所要時間	時間　　分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

注１　参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
　２　班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
　３　受付番号は、総務班で記入すること。
　４　「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
　５　「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
　６　「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
　７　「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第３号様式　職員参集状況集計表

職 員 参 集 状 況 集 計 表

区分	総人数	時　分現在	時　分現在	時　分現在	備　　考
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
	人	人　　％	人　　％	人　　％	
合　　計	人	人　　％	人　　％	人　　％	

○ 別記第４号様式　職員参集状況受付簿

職 員 参 集 状 況 受 付 簿

班長　様

班長

番号	所属・氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	
		:	歩･転･ﾊﾞ･車･交	

注１　「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○印をつけること。

２　「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第５号様式　職員等安否確認調査票

職 員 等 安 否 確 認 調 査 票

対策部

総務対策部長

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考（参集可能時間等）
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		

○ 別記第６号様式　気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

<table>
<tr><td rowspan="2">決
裁</td><td>村　長</td><td>副村長</td><td>課　長</td><td>主担当</td><td>副担当</td><td colspan="2">合　　議</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信日時</td><td colspan="4">午前
年　　月　　日　　時　　分
午後</td><td colspan="2">電話・電報・防災行政無線
連絡
その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td colspan="3"></td><td>受信者</td><td colspan="2">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">予警報の
種　　類</td><td colspan="3"></td><td>発表時刻</td><td colspan="2">時　　分
発表機関</td></tr>
<tr><td rowspan="6">受
理
事
項</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
理
方
法</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

○ 別記第７号様式　水防活動実施報告

水　防　活　動　実　施　報　告　書

自　　年　　日

（市町村名　　）　　至　　年　　日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
道（都府県）分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	（　）									
月分	（　）									
月分	（　）									
月分	（　）									
月分	（　）									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	（　）									
月分	（　）									
月分	（　）									
月分	（　）									
月分	（　）									
小計										
累計										

（作成要領）

1　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2　「団体数」欄の（　）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3　「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

4　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

5　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

6　「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第８号様式　災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="6">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告日時</td><td>月　日　時　分現在</td><td>発受信日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関
（振興局・市町村名等）</td><td></td><td>受信機関
（振興局・市町村名等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者
（職・氏名）</td><td></td><td>受信者
（職・氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">気象等の状況</td><td>雨量
河川水位
風速
その他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ライフライン関係の状況</td><td>道路
鉄道
電話
水道
(飲料水)
電気
その他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)
災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="4">（名　　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置

（名　　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)
災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">応急措置の状況</td><td rowspan="3">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ) 出動人員</td><td colspan="3">(ｲ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他（住民等）</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第９号様式　被害状況報告（速報・中間・最終）

月　　日　　時現在

災害発生日時			月　日　時　分		災害の原因						
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時		月　日　時　分			受信日時				月　日　時　分	
項目			件数等	被害金額（千円）	項目					件数等	被害金額（千円）
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所			
	行方不明	人					海岸	箇所			
	重傷	人					砂防設備	箇所			
	軽傷	人					地すべり	箇所			
	計	人					急傾斜地	箇所			
②住家被害	全壊	棟					道路	箇所			
		世帯					橋梁	箇所			
		人					小計	箇所			
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所			
		世帯					道路	箇所			
		人					橋梁	箇所			
	一部破損	棟					小計	箇所			
		世帯				港湾		箇所			
		人				漁港		箇所			
	床上浸水	棟				下水道		箇所			
		世帯				公園		箇所			
		人				崖くずれ		箇所			
	床下浸水	棟									
		世帯				計		箇所			
		人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	計	棟					破損	隻			
		世帯					計	隻			
		人				漁港施設		箇所			
③非住家被害	全壊	公共建物	棟			共同利用施設		箇所			
		その他	棟			その他施設		箇所			
	半壊	公共建物	棟			漁具（網）		件			
		その他	棟			水産製品		件			
	計	公共建物	棟			その他		件			
		その他	棟			計					
④農業被害	農地 田	流出・埋没等	ha		⑦林業被害	道有林	林地	箇所			
		浸冠水	ha				治山施設	箇所			
	畑	流出・埋没等	ha				林道	箇所			
		浸冠水	ha				林産物	箇所			
	農作物 田		ha				その他	箇所			
	畑		ha				小計	箇所			
	農業用施設		箇所			一般民有林	林地	箇所			
	共同利用施設		箇所				治山施設	箇所			
	営農施設		箇所				林道	箇所			
	畜産被害		箇所				林産物	箇所			
	その他		箇所				その他	箇所			
							小計	箇所			
	計					計		箇所			

項目				件数等	被害金額（千円）	項目				件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道		箇所			⑪社会教育施設被害			箇所		
	病院	公立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立		箇所		
		個人	箇所				法人		箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計		箇所		
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通		箇所		
	火葬場		箇所				鉄道施設		箇所		
	計		箇所				被害船舶		隻		
⑨商工被害	商業		件				空港		箇所		
	工業		件				水道		戸		―
	その他		件				電話		回線		―
	計		件				電気		戸		―
⑩公立文教施設施設	小学校		箇所				ガス		戸		―
	中学校		箇所				ブロック塀等		箇所		
	高校		箇所				都市施設		箇所		
	その他文教施設		箇所				計			―	
	計		箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数			団体			火災発生	建物		件		
罹災世帯数			世帯				危険物		件		
罹災災者数			人				その他		件		
消防職員出動延人数			人			消防団員出動延人数			人		

災害対策本部の設置状況	道（振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

○ 別記第 10 号様式　災害情報速報

災 害 情 報 速 報（第　　号）

占　冠　村

報告日時　　月　　日　　時現在

気象状況		降雨量	総雨量　　mm
主要河川状況	河川名	地区名	概要（水位等）
道路橋梁状況	路線名等	地区名	概要（不通箇所等）

浸水状況	地区名	概要	地区名	概要

避難状況	区分	地区名	避難場所	避難人員	時間
	避難指示				
	避難勧告				
	自主避難（避難準備情報）				

○ 別記第 11 号様式　公用令書等（別表　第１号様式～第６号様式）

別表　第１号様式

従　事　第　　号

公　用　令　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 従事／協力 を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表　第２号様式

保　管　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表　第３号様式

管　理　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。

年　　月　　日

処分権者　　印

名　称	数量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表　第４号様式

変　更　第　　号

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　印

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表　第５号様式

取　消　第　　号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　印

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ4 とする。

別表　第６号様式

No.

防 災 立 入 検 査 票

所　属
職　名
氏　名

年　月　日生

上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。

年　月　日交付

占 冠 村 長　　印

交付責任者　　印

※規格　縦 6 センチ　横 9 センチとする。

(裏)

注　意

１．本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
２．本票は　年　月　日まで有効とする。
３．本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
４．本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式　避難者世帯名簿

避　難　者　世　帯　名　簿

［避難所名　　］　　No.

現住所		被災場所	
世帯主氏名		親族その他への連絡先（氏名・住所・電話番号）	
電話番号			

入所世帯の状況	ふりがな 氏名	生年月日	続柄	性別	職業（勤務先）	入所日時	退所日時
		M.T.S.H 年　月　日	世帯主	男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
備考欄							

注 1　一世帯ごとに記入すること。
注 2　「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
注 3　児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
注 4　「備考」欄には、次の事項について記入すること。
(1)　世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
(2)　退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
(3)　その他特記事項

○ 別記第 13 号様式　避難所収容台帳

（避難所：　　）

管理者 認　印	月　日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計　（　　日間）						

注）1.「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 14 号様式　避難所設置及び収容状況

（占冠村）

避難所の名称	所在地	種別	開設機関 月　日から 月　日まで	実人員（人）	開設日数（日間）	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

注）1.「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
2.「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 15 号様式　救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品　　名	

占　冠　村

品　　目		単 位			
年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
計	道調達分				
	町調達分				

注）1.「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
2.「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第16号様式　被災者救出状況記録簿

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

占　冠　村

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名　称	借　上　費			修　繕　費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）名	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注1　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式　輸送記録簿

輸　送　記　録　簿

占　冠　村

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

注 1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2　町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
6　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第18号様式　炊き出し給与状況

炊　き　出　し　給　与　状　況

占　冠　村

炊き出し場所の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合　計	実支出額	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注１　「備考」欄は、給食内容を記入すること。
　　２　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 19 号様式　飲料水の供給簿

飲　料　水　の　供　給　簿

占　冠　村

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注 1　給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 20 号様式　世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年　　月　　日　　時現在

占　冠　村

世帯構成員別 ＼ 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全　壊（焼）													
流　　失													
半　壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 別記第 21 号様式　物資購入（配分）計画表

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

年　　月　　日　　時現在

占　冠　村

世帯 ＼ 品目	単価	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	計 数量	計 世帯数	計 所要数	計 金額	備考
計																		

注）1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
　　2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
　　3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 22 号様式　物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

年　　月　　日　　時現在

占　冠　村

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員 (人)	給与月日 (月　日)	物資給与の品目				実支出額 (円)	備考
					布団	毛布	○○			
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上（下）浸水の別を記入すること。
2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 23 号様式　物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)　2 流失 3 半壊(焼)　4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男　人 女　人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先（避難所・電話番号等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給付（貸与）年月日	品　名	数　量	備　考

○ 別記第24号様式　救護班活動状況

救　護　班　活　動　状　況

救護班

班長：医　師　氏名　　印

月　　日	市町村名	患者数	措　置　の　概　要	死体検案数	修繕費	備　　考
		人		人	円	
計						

注　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第25号様式　医療実施状況

病院診療所医療実施状況

占　冠　村

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	
計　機関	人								

注　「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式

○ 別記第26号様式　助産台帳

病院診療所医療実施状況

占　冠　村

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		

○ 別記第27号様式　学用品の給与状況

学　用　品　の　給　与　状　況

占　冠　村

学校名		学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳 教科書 国語							その他学用品 鉛筆	ノート					実支出額	備考
					月　日														円	
計	小学校		人																円	
	中学校		人																円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏　名　　印

注1　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

3　本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第28号様式　応急仮設住宅台帳

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

占　冠　村

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支出額	備考
	人								円	
世帯										

注1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
2　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
5　「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
7　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第29号様式　住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

占　冠　村

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			円	
計　　世帯				

注　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第30号様式　遺体の捜索状況記録簿

遺 体 の 捜 索 状 況 記 録 簿

占　冠　村

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	

注1　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
2　捜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第31号様式　遺体処理台帳

遺　体　処　理　台　帳

占　冠　村

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

注　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第32号様式　埋葬台帳

埋　葬　台　帳

占　冠　村

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者			埋葬費			備考
		氏名	年齢	氏名	死亡者との関係	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

注1　埋葬を行った者が村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　2　村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
　4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33 号様式　障害物除去の状況

障　害　物　除　去　の　状　況

占　冠　村

住家被害程度区分		氏　　名	除去に要した期　　間	実支出額　　円	除去に要すべき状態の概要	備　考
計	半壊 半焼	世帯				
	床上 浸水	世帯				

注 1　住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第34号様式　賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別												
住　　所	氏　　名	日　額	月　分					基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金　額	時間	金　額	
計	人	円										

注1　本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
　2　各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 35 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL　　FAX						
災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　時　分							
	災害発生日時	年　月　時　分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか）						
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		（機関名） （職・氏名）							
無線連絡方法		（周波数）　Ｈｚ							
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

○ 別記第36号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第　　号
年　　月　　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務危機管理監　様

要請機関の長　　印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年　月　日（　）　時　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	［地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）］
	［消防防災ヘリコプターによる活動内容］
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 37 号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票

第　　報
（　　）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年　月　日　時　分				
1　要請市町村名	占冠村	電話		FAX	
担当者	課名	職名	氏名		
2　依頼病院名		電話		FAX	
所在地					
担当者（医師名）		医師	氏名		
3　受入れ医療機関					
所在地					
電話		FAX			
受入れ医療機関の了承	有　・　無				
4　患者氏名（ふりがな）		生年月日　年　月　日　歳　男・女 体　重　kg　職業			
住　所					
病　名		現　状			
経　過					
5　付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院　・　受入れ医療機関）					
氏名	医　師		年齢　歳	体重　kg	
	看護師		年齢　歳	体重　kg	
	付添人		年齢　歳	体重　kg	
6　運航上の必要事項					
（1）患者に装備されている医療機器の状況 ①点　滴（規格　×　、重量　g） ②保　育　器（規格 H　× W　× L　、重量　g） ③酸素吸入器（規格　×、重量　g） ④そ　の　他（名称　、規格　×　、重量　g）					
（2）積載される機器の種類、重量及び規格 ①依頼病院　kg　kg　kg ②受入れ医療機関　kg　kg　kg					
現地離着陸場		メモ			

注 1）市町村は No.1～6 の項目を記載の上要請すること。

○ 別記第 38 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼について

第　　号
年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

占　冠　村　長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所

5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

○ 別記第 39 号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第　　号
年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

占　冠　村　長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

〔そ　の　他〕

○ 参考資料　自主防災組織の活動

１　自主防災組織とは？

防災とは、つぎの３つのことを通して「いのちを守る」ことです。

① 防げる災害は防ぐ
② 防げない災害については、被害を減らす
③ そのために日頃から備える

「自分の身の安全は自分で守る（これを自助といいます)」ため、これらを私たち一人ひとりが積極的に行っていこうというのが自主防災です。そして、こうした自主防災活動を組織的に行っていこうとする団体を「自主防災組織」といいます。

２　自主防災組織の必要性

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ために自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。災害に強いまちを目指し、自主防災組織づくりを進めていきましょう。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第５条 第２項）として、市町村が自主防災組織の充実に努めなければならないことが規定されています。

３　自主防災組織のおもな活動

災害が発生した場合、村や防災機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、大規模な災害が発生した場合は、電話の不通、交通網の寸断、火災など、防災機関機能の分断によって消防や警察などの救護がすぐに来ない可能性があります。

そんなとき、消火、救出、救護などの活動に取り組み、最小限の被害にとどめるためには、地域住民の協力体制が不可欠です。

自主防災組織には、大きく分けると「平常時の活動」と「災害時の活動」の２つに分けられます。

◎平常時の活動

●防災知識の普及
●地域内の災害危険箇所などの確認
●家庭内の安全点検
●防災要資機材の整備点検
●防災訓練の実施
●支援の必要な要援護者の確認

◎災害時の活動

●情報班：災害に関する情報の収集、住民に対する正しい情報の伝達
●消火班：出火防止および初期消火活動
●避難誘導班：市民の避難誘導活動

●救出救護班：負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動
●給食・給水班 水や食糧などの配分、炊き出しなどの給食・給水活動

（１）平常時の主な活動

①　防災知識の広報・啓発

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域や家庭で防災意識を醸成する必要があります。

②　危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。
そのため、主に次のような視点から地域の危険箇所について把握しておきましょう。

地域の危険箇所把握の視点

- **地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。**
- **地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。**
- **地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。**
- **村等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。**

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されます。

③　防災訓練

防災訓練としては、次のような訓練あります。

- **個別訓練**
  - 情報収集・伝達訓練
  - 消火訓練
  - 救出・救護訓練
  - 避難訓練
  - 給食・給水訓練
- **総合訓練**
  - 個別訓練によって習得した知識・技術を総合して行う訓練
- **図上訓練**
  - 災害に対するイメージトレーニング。

（２）災害時の活動

災害時の活動として、例えば次のような活動が期待されています。

	災害時の状況	期待される役割・活動 等
災害発生前（風水害時）	地震災害　風水害 **～ 風水害時のみ ～** ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動します。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意が必要です。	**※ 早期の情報伝達・事前行動が必要** **※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、村に通報** ○ 住民への避難の呼びかけ ○ 土のう積み等、被害を抑える行動 ○ 避難行動要支援者の避難支援
	災害発生	
災害発生直後	**～ 風水災害時のみ ～** 早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期。 また状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施します。	**～ 被害を抑えるための行動と避難所運営施 ～** ○ 出火防止、初期消火、水防活動 ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 避難所運営 ※ 活動の実施は、自身と家族の安全確保が前提となります。
数時間後	**～ 風水災害・地震災害時 ～** 地域で救援活動にあたる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となります。	
数日後	**～ 風水災害・地震災害時 ～** 行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期。また、外部からさまざまな支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもあります。 （ 地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なります。）	**～ 村と協力して応急活動の実施 ～** ○ 村及び関係機関の情報伝達 ○ 避難住民への広報・情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警（防犯）活動 ○ 災害時要支援者への配慮